

廣島市報

供覽

市長 本橋 昭

副市長 田中 昭

總務課長 田中 昭

財政課長 田中 昭

保長 田中 昭

昭和二十一年三月二十日

規則

規則第一號

廣島市役所事務分掌規則
昭和三十七年十一月廿一日制定
昭和三十八年三月廿一日改正
昭和三十九年三月廿一日改正

本規則公布之日ヨリ之ヲ施行ス

規則第二號

廣島市復興局事務分掌規則制定件
廣島市復興局事務分掌規則制定件
昭和三十九年三月廿一日

第一條

廣島市復興局事務分掌規則制定件
復興局事務分掌規則制定件
昭和三十九年三月廿一日

廣島市

復興局事務分掌規則制定件
昭和三十九年三月廿一日

建設部

土地課 用地係 長副整理係

土木課 土木係 計畫係

工務課 工務係 計畫係

下水道課 下水道係 計畫係

衛生課 衛生係 計畫係

消防課 消防係 計畫係

公園課 公園係 計畫係

公園課 公園係 計畫係

公園課 公園係 計畫係

公園課 公園係 計畫係

公園課 公園係 計畫係

公園課 公園係 計畫係

公園課 公園係 計畫係

公園課 公園係 計畫係

公園課 公園係 計畫係

公園課 公園係 計畫係

公園課 公園係 計畫係

公園課 公園係 計畫係

公園課 公園係 計畫係

公園課 公園係 計畫係

公園課 公園係 計畫係

公園課 公園係 計畫係

規則第三號

廣島市役所事務分掌規則制定件
昭和三十九年三月廿一日

本規則公布之日ヨリ之ヲ施行ス

廣島市復興局事務分掌規則制定件
昭和三十九年三月廿一日

廣島市復興局事務分掌規則制定件
昭和三十九年三月廿一日

廣島市復興局事務分掌規則制定件
昭和三十九年三月廿一日

廣島市復興局事務分掌規則制定件
昭和三十九年三月廿一日

廣島市復興局事務分掌規則制定件
昭和三十九年三月廿一日

廣島市復興局事務分掌規則制定件
昭和三十九年三月廿一日

廣島市復興局事務分掌規則制定件
昭和三十九年三月廿一日

柳野 投票区 仁保町(市那) 仁保町(市那)

皆度町 投票区 皆度町(市那) 皆度町(市那)

第三町 投票区 皆度町(市那) 皆度町(市那)

甲品町 投票区 甲品町(市那) 甲品町(市那)

乙品町 投票区 乙品町(市那) 乙品町(市那)

柳野橋本町 投票区 柳野橋本町(市那) 柳野橋本町(市那)

三川町 投票区 三川町(市那) 三川町(市那)

西白島町 投票区 西白島町(市那) 西白島町(市那)

牛田町 投票区 牛田町(市那) 牛田町(市那)

似島町 投票区 似島町(市那) 似島町(市那)

西部 投票区 西部(市那) 西部(市那)

大津 投票区 大津(市那) 大津(市那)

廣島市 投票区 廣島市(市那) 廣島市(市那)

基町 東島屋町 立町 研屋町 紋屋町 平吉屋町 捲磨屋町 草屋町

鐵道町 新川場町 中町 袋町 西島屋町 小町 塩屋町

口茶町 雑貨場町 東子町 中町 下町 三町 四町 五町 六町 七町 八町 九町 十町

中島町 天神町 材木町 木挽町 元柳町 中島町 水主町

寺島町 吉島町 吉島町 吉島町 吉島町 吉島町 吉島町 吉島町 吉島町 吉島町

河原町 併入町 併入町 併入町 併入町 併入町 併入町 併入町 併入町 併入町

坂本町 飯治屋町 戸匠町 左宿町 塚町 下宿町 三三猫屋町 油屋町

寺町 西引町 登町 西九町 錦町 福屋町 新市町 地蔵町

東觀音町 本瀬町 天満町 上三町 西三町 西觀音町 西觀音町

南觀音町 横川町 三自 横川町 三自 横川町 三自 横川町 三自

三條町 三自 三條町 三自 三條町 三自 三條町 三自 三條町 三自

三條町 三自 三條町 三自 三條町 三自 三條町 三自 三條町 三自

三條町 三自 三條町 三自 三條町 三自 三條町 三自 三條町 三自

三條町 三自 三條町 三自 三條町 三自 三條町 三自 三條町 三自

三條町 三自 三條町 三自 三條町 三自 三條町 三自 三條町 三自

三條町 三自 三條町 三自 三條町 三自 三條町 三自 三條町 三自

三條町 三自 三條町 三自 三條町 三自 三條町 三自 三條町 三自

三條町 三自 三條町 三自 三條町 三自 三條町 三自 三條町 三自

三條町 三自 三條町 三自 三條町 三自 三條町 三自 三條町 三自

祝務課

昭和二十一年度分市民税課税ニ就テ
従来市民税ハ毎年十月一日現在ノ居住者ニ對シテ翌年
一月ニ於テ賦課徴收シテ店リミシテ本年昭和二十一年
度分ハ戦災ノ影響ニ調査其他課税ノ手續
ニ于テ取リマシメタメ末七三月三十一日ヲ期以テ
近々内ニ徵稅令書ヲ交付致シタス多額納稅
施設ノアル地域ハ夫々其團體ノ納稅團體
ノ申請地蔵ハ各自郵便局又ハ市金庫
申納メ願ヒマス

臨時財産調査令依リ財産申告ニ就テ
臨時財産調査令依リ財産申告ニ就テ
豫テ稅務署ヨリ所屬ノ通知ヲ受テ申告期限ハ
一上申告方所通知シテ了リマス申告期限ハ
時別ニ場合ヲ除キ四月十日限リ了リマス
申告期限等ノ詳細ハ市報一上ノ欄ヲ
参照シテ可シ

學務課
本年度ノ就學ノ時ハ既ニ所屬會隣組ヲ通
ジテ調査報告済ニ及カ未ダ報告病ノ方
ハ至急市學務課ニ申出下サイ

戸籍課

復員ノ上ノ人軍歴ニ給兵通報所得者ハ三月末日
迄ニ復員地ノ方ニ該部ニハ給兵金ヲ受領スルコト
未ダ復員スル北軍人軍歴ニ外ニ北者ノ母若
ク調査スル迄ト復員シタル時其家族ノ住所ニ
陳南光ノ知ラズ急ニ左記事項ヲ市報籍課
復員係ニ届出ラセタシ
外地ニ在ル者ノ方面別(例ハ中支南支南方)
部隊名役種兵種階級氏名生年月日
調査ノ課

昭和二十一年人口調査實施ニ就テ
聯合軍總司令部部指令ニ依リ左記事項ヲ
人口調査ヲ實施致シマス
一 調査ノ期日
昭和二十一年四月二十六日(金曜日)
前日零時現在
昭和二十一年四月二十六日午前零時
現在内地ニ現在スル者但シ左ノ各號
一 該號ニ在ル者ヲ除ク
一 外國人
一 朝鮮人
一 南洋人
一 台灣人
一 沖繩人
一 該號ニ在ル者ヲ除ク

三 調査事項

- 一 本籍地
- 二 住居
- 三 男女別
- 四 年齢(數ハ年)
- 五 由農家合口調査、調査表提出ノ有無
- 六 最近一ヶ月、就業ノ状況
- 七 内地ニ定住ヲ希望スル朝鮮人、台灣人
- 八 調査ノ方法

土地課

建物疎開跡地ノ處理ニ就テ
一 建物疎開跡地ニ關シ本市ニ於テ借借人
スルモノトシテ
二 疎開跡地ハ特ニ本市ノ許可ヲ限リ敷
屋其他ノ工作物等一切施設ヲ為サズ
三 本市復災事業施行上支障ヲ生ズル
於テ農耕ノ目的ニ使用シ得ルモノトシ
四 本市復災事業施行上支障ヲ生ズル
料、目下内務省ニ對シ補助金申請中
之ヲ附シ上掲支拂ハヤキト

四 疎開跡地所有者ハ末七三月三十一日迄ニ別表様式ニ
據ル申告書ヲ作成シ廣島市役所土地課ニ提出
スルコト

建設物疎開跡地申告書

第一	廣島市	町	丁目	番地
第二	廣島市	町	丁目	番地
第三	廣島市	町	丁目	番地
第四	廣島市	町	丁目	番地
第五	廣島市	町	丁目	番地
第六	廣島市	町	丁目	番地
第七	廣島市	町	丁目	番地
第八	廣島市	町	丁目	番地
第九	廣島市	町	丁目	番地
第十	廣島市	町	丁目	番地

廣島市長 木原 一郎 殿

電話 一七九番(總務課)
一七七番(商工課)

廣島市報

復活第二號

昭和二十一年四月二十日
每月一回二十日發行

條例

廣島市條例第一號

廣島市條例中改正ノ件

昭和十五年十月三十一日條例第六號廣島市稅條例中左ノ通り改正ス
 第四條別表中地租附加稅及地租割ノ賦課期日「田 一月一日」ヲ「十月一日」ニ改ム
 其他全額十月三十一日」ヲ「全額十一月三十一日」ニ改ム
 「田 一月一日」ヲ「全額十一月三十一日」ニ改ム
 「營業稅附加稅及營業稅割ノ納期限中其他分」半額八月三十一日」ヲ「半額九月三十日」ニ改ム
 日」ヲ「半額二月末日」ニ改ム
 第十一條ノ稅率ヲ左ノ如ク改ム

貨 貨 價 格	個 人	法 人
百圓以下ノ金額	百分ノ六	百分ノ十二
百圓ヲ超ユル金額	百分ノ八	百分ノ十六
三百圓ヲ超ユル金額	百分ノ十	百分ノ二十
六百圓ヲ超ユル金額	百分ノ十二	百分ノ二十四
千圓ヲ超ユル金額	百分ノ十四	百分ノ二十八
二千圓ヲ超ユル金額	百分ノ十六	百分ノ三十二

第十二條中「三十錢」ヲ「參圓」ニ改ム
 第十五條納稅義務ヲ有スル者二人以上ニテ一構ノ家屋ヲ使用スルトキハ其家屋ノ貨貨價格ヲ適當ニ配合シタルモノニ依ル
 第十六條中「金三十錢」ヲ「金三圓」ニ改ム

附 則

昭和二十年度市民稅ノ納期限ハ三月三十一日トス
 市民稅納稅義務者ニシテ昭和二十年八月ノ戰災ニ因リ住宅ニ甚大ナル被害ヲ享ケタル個人ニシテ納稅困難ナル者ニ對シテハ納稅義務者ノ申請ニ依リ昭和二十年度分ニ限り市長ニ於テ之ヲ減免スルコトヲ得
 本條例ハ昭和二十年度分ヨリ之ヲ適用ス
 昭和二十一年三月十六日
 廣島市長 木 原 七 郎

規 則

規則第五號

廣島市有給吏員旅費臨時增額給與規則制定ノ件
 廣島市有給吏員旅費臨時增額給與規則左ノ通り定ム
 昭和二十一年三月十八日
 廣島市長 木 原 七 郎

規則第六號

廣島市有給吏員旅費臨時增額給與規則
 廣島市旅費規則第二條別表ニ依ル宿泊料及日當ハ當分ノ間別表表示額ノ十割相當額ヲ增額給與ス
 附 則
 本規則ハ昭和二十一年三月一日ヨリ之ヲ適用ス

規則第六號
 廣島市轉入抑制相談所設置規則制定ノ件

廣島市轉入抑制相談所設置規則左ノ通り定ム
昭和二十一年四月四日

廣島市長 木原七郎

廣島市轉入抑制相談所設置規則

- 第一條 都會地轉入抑制緊急措置令施行規則第三條ニヨル轉入許容承認ノ事務ヲ處理スル爲廣島市ニ廣島市轉入抑制相談所(以下單ニ相談所ト稱ス)ヲ設置ス
- 第二條 相談所ハ市長ニ直屬スルモノトス
- 第三條 相談所ニ於テ處理スベキ事項左ノ通りトス
 - 一、轉入ヲ許容スベキ條件ノ審査ニ關スル事項
 - 二、轉入承認證發行ニ關スル事項
 - 三、審査資料其ノ他一件書類ノ整理保管ニ關スル事項
 - 四、其ノ他都會地轉入抑制緊急措置令施行規則ニ關スル事項
- 第四條 相談所ニ左ノ職員ヲ置ク
 - 所長 一名
 - 相談主任 三名
 - 係員 若干名
- 第五條 所長ハ所務ヲ總理ス
相談主任ハ所長ノ指揮ヲ受ケ所管事務ヲ管掌ス
係員ハ上司ノ命ヲ受ケ事務ヲ處理ス
- 第六條 相談所ハ都會地轉入抑制緊急措置令ノ定ムル期間中之ヲ設置ス

附則

規則第七號

廣島市復興局事務分掌規則改正ノ件

昭和二十一年一月八日廣島市規則第二號廣島市復興局事務分掌規則中左ノ通り改ム
昭和二十一年四月四日

廣島市長 木原七郎

第二條中庶務部土地課第四號「土地ノ買收、收用拂下」ノ下ニ「各種補償」ヲ挿入同第九號「區劃整理ノ計畫及施行ニ關スル事項」ノ次ニ左ノ三項ヲ加フ

「土地ノ評價ニ關スル事項」
「公有水面埋立及占用、使用ニ關スル事項」
「道路、橋梁、河川、堤塘、港灣、棧橋、共同荷揚場及公園ノ占使用ニ關スル事項」
「公有水面埋立及占用使用ニ關スル事項」

達甲第七號
外勤手當及賄料支給規程中改正ノ件
昭和十九年四月四日達甲第二號外勤手當及賄料支給規程中左ノ通り改ム
昭和二十一年四月十五日 廣島市長 木原七郎

出張地名	金額
仁保町ノ内金輪島、カクマ島、峠島	實費
似島	貳圓四拾錢
仁保町ノ内向洋、堀越	壹圓貳拾錢
其他	八拾錢

第三條中別表ヲ左ノ通り改ム

第五條第一項中「參拾錢」ヲ「六拾錢」ニ同條第二項、第三項中「五拾錢」ヲ「壹圓」ニ改ム

第八條第一項中「貳拾錢」ヲ「四拾錢」ニ同條第二項中「五拾錢」ヲ「壹圓」ニ同條第三項中「拾錢」ヲ「貳拾錢」ニ同條第四項中「五拾錢」ヲ「壹圓」ニ改ム

第九條第一項中「參拾錢」ヲ「六拾錢」ニ「貳拾錢」ヲ「四拾錢」ニ同條第二項中「五拾錢」ヲ「壹圓」ニ改ム

附則

本規程ハ昭和二十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

告示第十五號

本口市會ノ議決ヲ經タル昭和二十一年度廣島市歲入出豫算ノ要領左ノ如シ
昭和二十一年三月二十五日 廣島市長 木原七郎

昭和二一年度廣島市歲入出豫算

一、市	稅	歲入
一、國稅附加稅	金百四十九萬三千六十三圓	
二、縣稅附加稅	金五十一萬一千五十三圓	
三、獨立稅	金十一萬二千三百七十三圓	
四、地方分與稅	金三十四萬一千七百二十三圓	
二、負	金五十二萬七千九百十四圓	
一、負擔	金一圓	
三、基本財産及積立金收入	金十萬一千七百八十七圓	
一、基本財産收入	金一萬五千九百六十七圓	
二、罹災救助基金收入	金二千六百八十三圓	
三、積立金收入	金二千三百四十三圓	
四、財産收入	金八萬七千九百十四圓	
四、使用料及手数料	金八十四萬四百二十五圓	

一、使用料	金額
二、手數料	金七十一萬二千四百四十六圓
一、給水工事費收入	金十二萬七千九百七十九圓
二、給水工事費收入	金六萬六千四百圓
一、國庫支出金	金七十七萬二千八百四十四圓
二、補助金	金六萬三千六百四十四圓
三、補助給金	金五十九萬九千七百二十圓
七、縣支出金	金十一萬二千圓
一、交付金	金十六萬七千九百二圓
二、補助金	金一萬八千七百一圓
八、寄附金	金十四萬九千二百一圓
一、寄附金	金一圓
九、繰入金	金一圓
一、繰入金	金一圓
十、財産賣拂代金	金二圓
一、財産賣拂代金	金二圓
十一、繰越金	金七萬九千五百四十一圓
一、前年度繰越金	金七萬九千五百四十一圓
十二、雜收	金四十九萬二千九百七圓
一、納付金	金一萬八十一圓
二、報償金	金五萬四千七百八圓
三、繰替金	金一萬一千二百二十圓
四、雜收入	金四十一萬六千八百九十八圓
十三、市債	金五百六十萬圓
一、市債	金五百六十萬圓
歲入合計	金九百六十一萬四千百十四圓
一、記念建造物保存費	金九百七十二圓
二、記念建造物保存費	金九百七十二圓

歳出經常部

一、基本財産造成費	金一千四百三十四圓
二、財産管理費	金二千四百四十四圓
十五、諸	金二十萬二千七百三十六圓
一、選舉費	金二萬四千九百六十四圓
二、統計費	金一萬一千五百七十圓
三、公金取扱費	金一萬一千二百二十圓
四、繰替支出	金十三萬一千四百六十二圓
五、雜備費	金十萬一圓
六、豫備費	金十萬一圓
經常部計	金五百五十萬三千九百二十六圓
臨時部	
一、土木費	金十三萬八千四百九十圓
二、道路橋梁費	金十三萬八千四百九十圓
三、教育費	金五十三萬五千七百四十八圓
四、孤兒集團教育費	金三圓
五、衛生費	金五十三萬五千七百四十五圓
六、傳染病豫防費	金一萬四千六百十八圓
七、下水道費	金二萬三千九百九十圓
八、水道費	金三十圓
九、第四期水道擴張費	金三十圓
十、本年度支出額	金三萬二百圓
十一、戰災兒收容諸費	金三萬二百圓
十二、經濟諸費	金二十六萬七千五百圓
十三、貯蓄諸費	金二十六萬七千五百圓
十四、積立金繰積立費	金四萬三千四百圓
十五、財源費	金六百五十二圓
十六、財源費	金四萬二千七百四十八圓

二、會議費	金二萬八千五百五十四圓
一、市參事會費	金二萬二千八百九十八圓
二、市役所費	金五千二百五十六圓
三、給料及諸給費	金百四十三萬七千六百四十二圓
四、土木費	金百二十一萬一千四百五十二圓
五、道路橋梁費	金二十二萬六千六百五十四圓
六、河港諸費	金二十七萬二千七百十圓
七、用惡水路費	金一圓
八、教育費	金四萬四千九百四十三圓
九、國民學校費	金百二十八萬九千七百七十八圓
十、青年學校費	金四十八萬五千三百六十九圓
十一、中等學校費	金二萬二千六百八十四圓
十二、工業專門學校費	金十七萬七千四百九十八圓
十三、圖書館費	金二萬七千三百十七圓
十四、教育諸費	金二萬四千六百二十三圓
十五、衛生費	金百一十一萬一千六百五十二圓
十六、傳染病豫防費	金二萬九千九百八十圓
十七、トラホーム豫防費	金一千一圓
十八、小兒結核豫防諸費	金二萬一千二百四十一圓
十九、市民病院費	金七萬六千五百九十圓
二十、船入病院費	金十三萬八千三百九十三圓
二十一、衛生試驗所費	金一萬三千三百三十三圓
二十二、診療所費	金八千二百六十六圓
二十三、下水道費	金八萬一千六百六十圓
二十四、下水掃除費	金五萬五千三百四十二圓
二十五、塵芥蒐集費	金十三萬五千三百七十二圓
二十六、屎尿汲取費	金十二萬八千四十圓
二十七、船舶輸送諸費	金四萬五千七百六十三圓
二十八、屠場費	金二萬八千三百四十五圓

十四、火葬場費	金三十四萬七千一百六圓
十五、墓地費	金十圓
十六、衛生諸費	金二千圓
十七、水道費	金四十六萬三千八百七十八圓
十八、水費	金四十六萬三千八百七十八圓
十九、救護費	金十四萬五千五百一圓
二十、一、救護費	金五萬七千二百六圓
二十一、二、保養院費	金三萬七百七十六圓
二十二、三、隣保館費	金八千九百六圓
二十三、四、保育所費	金四萬六百七十二圓
二十四、五、公園費	金五千五百四十一圓
二十五、六、罹災救助費	金二千六百八十三圓
二十六、七、厚生諸費	金一千三百七圓
二十七、八、健民費	金五萬五千五百三十一圓
二十八、九、健康指導諸費	金一萬九千四百十四圓
二十九、十、經濟諸費	金三萬六千四百十七圓
三十、一、配給諸費	金四萬六千四百七圓
三十一、二、生產諸費	金一萬三千九十二圓
三十二、三、度量衡諸費	金六千三百三圓
三十三、四、勸業費	金八萬九百七十三圓
三十四、一、家畜市場費	金四萬四千八百八十二圓
三十五、二、灌漑所費	金九千八百八十六圓
三十六、三、工業指導所費	金五萬七千七十五圓
三十七、四、棧橋及荷揚場費	金九千九百十五圓
三十八、五、勸業諸費	金四百九十五圓
三十九、六、警防費	金五萬一千六百四十八圓
四十、一、警防費	金五萬一千六百四十八圓
四十一、二、地方振興費	金二十四萬八千二百二十七圓
四十二、一、地方振興費	金二十四萬八千二百二十七圓
四十三、十四、財源費	金四萬五千七百七十八圓

八、臨時給與	金五十九萬九千二百二十五圓
九、公債費	金五十九萬九千二百二十五圓
十、公債費	金二百三萬六千四百十八圓
十一、公債費	金二百三萬六千四百十八圓
十二、負擔金	金一萬二百五十三圓
十三、寄附金	金一萬二千五百五十三圓
十四、寄附金	金九萬六千九百六十八圓
十五、補助費	金九萬六千九百六十八圓
十六、補助費	金六萬五千三百圓
十七、戰災復興費	金六萬五千三百圓
十八、戰災復興費	金五萬三千四百七十九圓
十九、戰災復興費	金五萬三千四百七十九圓
二十、市會議員選舉執行費	金十九萬八千二百六十九圓
二十一、市會議員選舉執行費	金六萬六千五百五十六圓
二十二、市會議員選舉執行費	金二萬七千九百六圓
二十三、訴訟費	金一圓
二十四、各種調查委員會諸費	金二圓
二十五、戶籍事務整備諸費	金五千四百四十五圓
二十六、貯蓄獎勵費	金一萬二千八百四十二圓
二十七、貯蓄獎勵費	金一萬四千七百三十七圓
二十八、貯蓄獎勵費	金一萬四千七百三十七圓
二十九、雜支	金七萬一千八百八十圓
三十、臨時部計	金四百一十一萬八千八百八十八圓
三十一、歲出合計	金九百六十一萬四千四百十四圓
三十二、歲入出差引殘高ナシ	

告示甲第四十七號

町内會設置ニ關スル件
廣島市基町町内會ヲ設置ス
昭和二十一年四月十九日

廣島市長 木原七郎

告示甲第四十八號

町内會分割ニ關スル件
 廣島市己斐町中町區町内會ヲ左ノ通り分割ス
 昭和二十一年四月十九日
 廣島市長 木原七郎
 廣島市己斐町中町東區町内會
 廣島市己斐町中町西區町内會

告示甲第四十九號
 町内會名稱變更ニ關スル件
 廣島市庚午南町内會ヲ左ノ通り改稱ス
 昭和二十一年四月十九日
 廣島市長 木原七郎

廣島市庚午本町町内會
 辭令
 任廣島市技師 園田齊
 復興局建設部長ヲ命ズ 理事 長一島敏
 復興局建設部長ヲ命ズ 技師 梅岡益次郎
 依願免職(三月三十一日) 主事 田中睦三
 考查課長ヲ命ズ 主事 菅尾眞登
 調査課長ヲ命ズ 主事 迫田周作
 民生課長ヲ命ズ

商工課長ヲ命ズ 主事 野田益
 農漁課長ヲ命ズ 技師 松林鎭三
 保健課長ヲ命ズ 助役 濱井信三
 商工課長事務取扱ヲ免ズ 助役 濱井信三
 農漁課長事務取扱ヲ免ズ 主事 中田格
 保健課長兼務ヲ免ズ 技師 藤本明
 上水課勤務ヲ命ズ 主事 山田益雄
 給水課料金係長兼務ヲ免ズ 技師 服部宣元
 船入病院兼市民病院藥局長ヲ命ズ 主事 山崎千代助
 船入病院兼市民病院事務長ヲ命ズ 技師 芥河二郎
 工業指導所勤務ヲ命ズ 技師 芥河二郎
 任廣島市主事 松島隆
 調査課次席ヲ命ズ(四月一日) 主事 迫田周作
 轉入相談所長兼務ヲ命ズ 助役 濱井信三
 臨時人口調査部長兼務ヲ命ズ 主事 迫田周作
 臨時人口調査部企畫係長兼務ヲ命ズ

主事 菅尾眞登
 臨時人口調査部調査係長兼務ヲ命ズ(四月四日)
 山口徳兵衛
 任廣島市技師
 復興局長室勤務ヲ命ズ(四月十五日)
 雜

保健課ヨリ
 發疹チブス豫防ニ關スル件

天然痘ニ變リ目下縣下ニ發疹チブスガ蔓延シツツアリマス(本市ニハ現在一名ノ患者モ發生ラ見マセンガ今後益々蔓延ノ傾向ニアリマスカラ)之ガ豫防ニ付左記各項貴部内一般實行方御配意ヲ願ヒマス
 記
 一、終戦後市内ノ衛生状態ハ著シク不良トナリ多數ノ家庭ニ虱ガ發生シテオリマス、之ヲ放置スルト發疹チブスガ蔓延スルコトナリマス、發疹チブスニ罹ルト百人中五、六十人ハ死亡スルト云フ實ニ恐ルベキモノデアリマスカラ此ノ際萬難ヲ排シテ虱ノ撲滅ヲ期シテ下サイ

- 二、不潔ナ家庭
- 1 主婦ノ居ナイ家庭
 - 2 疎開カラ歸ツタ學童ノ居ル家庭
 - 3 復員者ノ居ル家庭
 - 4 病院ノ入院室
 - 5 工場學校ノ寄宿舎又ハ寮
 - 6 旅館、アパート
 - 7 劇場、浴場、汽車、電車、待合室
 - 8 下サイ
- 三、發疹チブス豫防ニハDDTノ撒布、豫防注射等ノ方法モアリマスガ次ノ方法モ有効確實デアリマスカラ直ニ實行シテ虱ヲ全滅シテ下サイ

傳染病患者發生死亡一覽表

病名	一月	二月	三月	計
赤痢				
疫痢				
腸チブス	五(一)	六(一)	一五	二六(三)
發疹チブス				
猩紅熱				
チフテリア	一七	八(二)	二〇	五五(二)
痘瘡		五	六	一一
天然痘	二	二(三)	一五(三)	一九(六)
合計	三四(二)	一一(六)	六〇(三)	一一五(一)

註(一)内數字ハ死亡ヲ示ス

復興局ヨリ
 家を建てたいお方に御願ひ致します。
 廣島市内に住宅を建てたいが資金や材料や職人の關係で困つておられる人が澤山あることと思ひます。そうした人々のお世話をすゝる爲の參考資料と致したいと思ひますので左記の事柄を至急お知らせ下さい。

- 一、住所、氏名、職業、家族數
- 二、建てたい場所
- 三、建てたい坪數
- 四、バラツクか、本建築か
- 五、住宅か、店か、倉庫か

六、資金の見込はあるか
 七、建築材料はあるか
 八、職人は雇へるか
 九、申込期限 五月五日
 十、通知先 廣島市復興相談所(市役所三階)
 疎開官公衙、學校、會社、銀行等にお願ひいたします。
 昨年八月六日の震災以來廣島市内外に疎開し假舎屋に於て授業や執務を續けておられる官公衙、學校、會社、銀行等で廣島市内に復歸計畫を進めて居られる向は左記事柄を至急御通知下さる様御願ひします。

- 一、復歸決定町名地番と其の所要坪數
- 二、未決定の向は復歸を希望される位置と其の所要坪數
- 三、右兩者とも復歸豫定時期及建築設計完成せるものは其の概要を併せて御知らせ下さい。
- 四、申出期限 五月五日迄
- 五、申出先 廣島市復興相談所(市役所三階復興局内)

稅務課ヨリ

昭和二十一年度分縣獨立稅ノ納期ニ就テ御知ラセ
 今回廣島縣内政部長ヨリノ通牒ニヨリ縣獨立稅中左記ノモノハ昭和二十一年度分ニ限り規定改正見込ノタメ納期ヲ延期セラレ、コトニナリマシタ

稅 目	現行徵收期日
船 舶 稅	四月三十日限
自 動 車 稅	上
電 柱 稅	上
漁 業 權 稅	上
段 別 稅	同
不 動 產 取 得 稅	同
	隨時收入

別途通知アルマテ徵收延期セラル

廣島市報

復活第三號

昭和二十一年五月二十日
每月一回二十日發行

規則第八號

廣島市役所事務分掌規則中改正ノ件

昭和二十一年三月六日規則第四號廣島市役所事務分掌規則中左ノ通り改ム

昭和二十一年五月十一日

廣島市長 木原七郎

第一條會計課用度係ノ下ニ「配車係」ヲ加ヘ同條公民課ノ下ニ「庶務係」「選舉係」「町籍簿係」ノ三係ヲ加フ
第二條總務課ノ事務分掌中「一、乗用車ニ關スル事項」ヲ削リ同條會計課ノ事務分掌ノ末尾ニ「一、自動車ニ關スル事項」ヲ加フ

附則

本規則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

規則第九號

廣島市復興局事務分掌規則中改正ノ件

昭和二十一年一月八日規則第二號廣島市復興局事務分掌規則中左ノ通り改ム

昭和二十一年五月十一日

廣島市長 木原七郎

第二條庶務課ノ事務分掌中「一、乗用車ニ關スル事項」及同條資料課ノ事務分掌中「一、貨物自動車ニ關スル事項」ヲ削ル

附則

本規則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

規則第十號

廣島市特別臨時手當支給規則制定ノ件

廣島市特別臨時手當支給規則を左の通り制定する

昭和二十一年五月十五日

廣島市長 木原七郎

廣島市特別臨時手當支給規則

第一條 本市有給吏員、囑託員、雇員及傭人、又は之に準ずる者及市費支辨の市立學校教職員並に圖書館職員に對し本規則に依つて特別臨時手當を支給する但し左に掲げる者は除く
一 當時勤務に服しない者、又は毎月一定の給料若は手當の支給を受けない者

二 休職中の者

三 臨時の囑託員、雇員及傭人、但し囑託又は雇傭の日から六ヶ月を越へた者を除く

第二條 特別臨時手當の支給月額額は給料(給料に相當する手當)臨時手當支給規則による臨時手當、臨時家族手當、勤続手當及臨時

物價手當の合計月額(拾圓未満は切り捨て)に對して月額二百圓迄のものは八割、二百拾圓以上八百九拾圓迄は拾圓を増す毎に八

を減じたものとし、九百圓以上のものは二割四分とする、但し圓厘未滿の端数はこれを四位に滿たすこと

第三條 應召軍人で外地又は外國にある者に對する特別臨時手當は給料については應召前の金額、其の他の諸手當については現行の

諸手當支給規程の金額による

第四條 特別臨時手當は支給を受ける者が退職若は死亡した時又は

第一條の第一號若は第二號に該當するに至つた時でも其の月分の

全額を支給する
 第五條 前各條に掲げたものの外特別臨時手當の支給については給料又は手當支給の例による
 附則
 本規則は昭和二十一年三月一日より之を適用する

告示

廣島市告示第十六號

昭和二十一年度廣島市特別會計公益質屋費歳入出豫算

一	貸付金ヨリ生ズル収入	金六千四百圓
一	貸付金ヨリ生ズル収入	金六千四百圓
二	國庫支出金	金五百四十圓
一	補助金	金五百四十圓
三	雜收	金四百五十八圓
一	雜收	金四百五十八圓
四	貸付金戻入	金二十萬圓
一	貸付金戻入	金二十萬圓
五	繰入金	金三千四百二十三圓
六	繰入金	金一圓
一	前年度繰越金	金一圓
歳入合計	金二十一萬八千二百二十二圓	
歳出		
一	事務費	金五千二百八十八圓
一	事務費	金五千二百八十七圓
二	修繕費	金一圓
一	修繕費	金二十萬圓
一	貸付金	金二萬圓
三	公債費	金五千二百三圓

一	公債費	金五千二百三圓
四	諸費	金三十一圓
一	雜支	金三十一圓
五	豫備費	金三百圓
一	豫備費	金三百圓
歳出合計	金二十一萬八千二百二十二圓	
歳入出差引殘金ナシ		

告示第十七號

昭和二十一年度廣島市特別會計公會堂改築資金歳入出豫算

一	資金收入	金三千二百七十七圓
一	資金收入	金三千二百七十七圓
歳入合計	金三千二百七十七圓	
歳出		
一	資金	金三千二百七十七圓
一	資金	金三千二百七十七圓
歳出合計	金三千二百七十七圓	
歳入出差引殘金ナシ		

告示第十八號

昭和二十一年度廣島市特別會計獎學資金歳入出豫算

一	資金收入	金一千二十七圓
一	資金收入	金一千二十七圓
歳入合計	金一千二十七圓	
歳出		
一	獎學費	金一千二十七圓
一	獎學費	金一千二十七圓

告示第十九號

昭和二十一年度廣島市特別會計廣島工業港修築費

歳出合計	金一千二十七圓	
歳入出差引殘金アレバ各其ノ資金ニ組入ルルモノトス		
歳入		
一	雜收	金九萬八千六百六十七圓
一	雜收	金九萬八千六百六十七圓
歳入合計	金九萬八千六百六十七圓	
歳出		
一	廣島工業港修築費	金二圓
一	廣島工業港修築費	金二圓
二	公債費	金九萬八千六百六十五圓
二	公債費	金九萬八千六百六十五圓
歳出合計	金九萬八千六百六十七圓	
歳入出差引殘金ナシ		

告示第二十號

昭和二十一年度廣島市特別會計公用地費歳入出豫算

歳入		
一	繰入金	金十萬八千七百二十三圓
一	繰入金	金十萬八千七百二十三圓
二	資金ヨリ生ズル収入	金一萬六千六百五十五圓
二	資金ヨリ生ズル収入	金一萬六千六百五十五圓
歳入合計	金十二萬五千三百七十八圓	
歳出		
一	負擔金	金十二萬五千三百七十八圓
一	負擔金	金十二萬五千三百七十八圓

告示第二十一號

昭和二十一年度廣島市特別會計用品調達費歳入出豫算

歳出合計	金十二萬五千三百七十八圓	
歳入出差引殘金ナシ		
歳入		
一	國庫支出金	金九百十八圓
一	補助金	金九百十八圓
二	繰替金收入	金二十二萬二千四百圓
二	繰替金收入	金二十二萬二千四百圓
三	繰入金	金一萬一千三百十四圓
三	繰入金	金一萬一千三百十四圓
四	繰入金	金六百四十九圓
四	繰入金	金六百四十九圓
五	繰入金	金一圓
五	繰入金	金一圓
一	前年度繰越金	金一圓
一	前年度繰越金	金一圓
歳入合計	金二十三萬五千二百八十二圓	
歳出		
一	用品調達費	金二十三萬四千二百八十二圓
一	用品調達費	金二十三萬四千二百八十二圓
二	日用品調達費	金三萬四千二百八十一圓
二	日用品調達費	金三萬四千二百八十一圓
二	豫備費	金一千圓
二	豫備費	金一千圓
歳出合計	金二十三萬五千二百八十二圓	
歳入出差引殘金ナシ		

告示第二十二號

昭和二十一年度廣島市特別會計都市計畫事業南觀音町附近土地區劃整理地區事業費歳入出豫算

歳入		
一	負擔金	金十二萬五千三百七十八圓
一	負擔金	金十二萬五千三百七十八圓

八 厚 生 費	金四千十圓
八 住 宅 費	金四千十圓
經常部計	金四千十圓
臨時部	
九 公 債 費	金二十二萬七千四百六十七圓
一 公 債 費	金二十二萬七千四百六十七圓
十三 戰 災 復 興 費	金一千七百二十二圓
二 住 宅 建 設 費	金一千七百二十二圓
十四 諸 費	金六萬七圓
九 衆議院議員選舉執行費	金六萬七圓
臨時部計	金一千一百萬九千四百九十四圓
歲出合計	金一千一百一萬三千五百四圓
歲入出差引殘金ナシ	

告示甲第二十七號

本日市會ノ議決ヲ經タル昭和二十年年度廣島市歲入出豫算追加更正ノ要領左ノ如シ

昭和二十一年三月二十五日

廣島市長 木 原 七 郎

昭和二十年年度廣島市歲入出豫算追加更正

一 市 稅	金百十八萬九千五百四十五圓
一 國稅附加稅	金九圓
三 獨 立 稅	金三千三百三萬四千五百四圓
四 使用料及手數料	金百五十萬四千八百四十五圓
一 使 用 料	金九十一萬四圓
六 國庫支出金	金五百六十四萬八千三百五十一圓
一 交 付 金	金三十一圓
三 市 債	金三千三百七萬八千圓
一 市 債	金三千三百七萬八千圓

歲入合計	金五千九百四十五萬六千九百九十二圓
歲出經常部	
一 豫 備 費	金七萬一圓
經常部計	金六百十八萬三千三百三十九圓
臨時部	
二 教 育 費	金九十九萬一千二十二圓
一 工業專門學校建設費	金五十萬六千六百六圓
費本年度支出額	金一萬二千九百五十一圓
四 水 道 費	金三十圓
二 第四期水道擴張費	
臨時部計	金五千三百二十七萬六千六百五十三圓
歲出合計	金五千九百四十五萬六千九百九十二圓

告示乙第一號

昭和二十一年年度廣島市天滿町外部落有財產歲入出豫算

一 財產 收入	金百十圓
一 財產 收入	金百十圓
歲入合計	金百十圓
一 財產管理諸費	金百十圓
一 財產管理諸費	金百十圓
歲出合計	金百十圓
歲入出差引殘金アレバ各積立金トス	

廣島市告示甲第五十一號

明治四十二年法律第三十五號種痘法ニ依リ本年度定期種痘左ノ通り施行ス

昭和二十一年五月一日	廣島市長 木 原 七 郎
一 種痘並ニ檢診期日及場所別表ノ通り	
二 種痘ヲ受クベキ者左ノ如シ	
1 數(年二歳ノ者(昭和二十年生)第一期	
數(年十歳ノ者(昭和十二年生)第二期	
但シ定期前二年以内ニ種痘ヲ受ケ善感シタル證ヲ有スルモノヲ除ク	
3 前年定期種痘ニ不善感並ニ猶豫中ノ者	
4 從前ノ指定期日ニ種痘ヲ受ケズ其ノ他種痘ヲ怠リ又ハ之ヲ受ケタル證跡不明ナル未成年者	
三 病氣其ノ他ノ事故ニ因リ指定期日迄ニ種痘ヲ受クルコト能ハザル場合ハ其ノ事由ヲ具シ猶豫ヲ申出デラルベシ、又檢診ヲ受クルコト能ハザル事由アルトキハ其ノ旨届出ラルベシ	
四 本市種痘所外ニ於テ種痘ヲ受ケタル場合ハ種痘證ヲ受ケタル日より十日以内ニ届出ラルベシ	

種痘並ニ檢診期日及場所 (毎日午後一時)

種痘月日	檢診月日	場 所	種痘ヲ受クベキモノノ居住區域
五月六日	五月十三日	矢賀國民學校	矢賀國民學校通學區域
五月七日	五月十四日	仁保 同	仁保 同
五月八日	五月十五日	荒神 同	荒神 同
五月九日	五月十六日	比治山 同	比治山 同
五月十日	五月十七日	青崎 同	青崎 同
五月十三日	五月二十日	宇品 同	宇品 同
五月十四日	五月二十一日	大河 同	大河 同
五月十五日	五月二十二日	己斐 同	己斐 同
五月十六日	五月二十三日	草津 同	草津 同
五月十七日	五月二十四日	古田 同	古田 同

五月二十日	五月二十七日	江波 同	江波 同
五月三十一日	五月二十八日	尾長町隣保館	尾長 同
五月三十一日	五月二十九日	大芝國民學校	大芝 同
五月三十一日	五月三十日	三篠 同	三篠 同
五月三十一日	五月三十一日	本川 同	廣瀬、本川、天滿 同
五月三十一日	六月三日	牛田 同	牛田 同
五月三十一日	六月四日	第二 同	觀音 同
五月三十一日	六月五日	袋町 同	竹屋、袋町、職町 同
五月三十一日	六月六日	市 保健課	大手、千田、中島 同
五月三十一日	六月七日	白島國民學校	白島 同
六月三日	六月十日	段原 同	段原 同
六月四日	六月十一日	舟入 同	舟入、神崎 同
六月五日	六月十二日	皆實 同	皆實 同
六月六日	六月十三日	楠那 同	楠那 同
六月七日	六月十四日	福島町診療所	福島町、南三篠町 同
六月十日	六月十七日	似島國民學校	似島町 同
六月十一日	六月十八日	市 保健課	各區域ニ於テ漏レタルモノ 同
六月十二日	六月十九日	同	同

達甲第八號

廣島市財源調査委員會規則制定ノ件

廣島市財源調査委員會規則左ノ通り定ム

昭和三十二年五月九日 廣島市長 木 原 七 郎

廣島市財源調査委員會規則 第一條 廣島市財政ノ確立ヲ期スル爲メ財源調査等ニ付調査研究ヲ爲シ市長ニ意見ヲ具申シ又ハ市長ノ諮問ニ應ズル目的ヲ以テ廣島市財源調査委員會(以下單ニ調査委員會ト稱ス)ヲ設置ス

第二條 調査委員會ハ委員若干名ヲ以テ之ヲ組織ス
 委員ハ學識經驗ヲ有スル者ニ付市長之ヲ委嘱ス
 第三條 調査委員會ニ委員長、副委員長各一名ヲ置ク
 委員長、副委員長ハ委員ノ互選ニ依ル
 第四條 委員長ハ調査會ヲ代表シ會議ヲ統裁ス
 副委員長ハ委員長ヲ輔佐シ委員長長事故アルトキハ之ヲ代理ス
 第五條 調査委員會ニ關スル事務處理ノ爲幹事若干名ヲ置ク
 幹事ハ市吏員中ヨリ市長之ヲ任命ス

附 則

本規則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

任廣島市技師(四月一日) 松 田 實
 建築課勤務ヲ命ズ
 任廣島市技師(五月一日) 大 原 悦 男
 給水課勤務ヲ命ズ
 會計課配車係長ヲ命ズ 主事補 小 林 延 恩

雜

稅務課ヨリ

昭和二十一年度分縣稅獨立稅同附加稅及市獨立稅の納期變更に付て御知らせ

今回廣島縣内政部長よりの通牒により縣獨立稅中次の通り昭和二十一年度分に限り條令改正のため納期を延期せらるる事になりましたので市稅附加稅も之に倣ひ同様延期し尙市の獨立稅も條例一部改正を要するため納期を次の通り延期する事になりましたからお知らせ

廣 島 市 報

昭和二十一年六月二十日

致します。	稅の種類	記 目	従來の納期	延期となつた納期
同	縣獨立稅	船舶稅同附加稅	四月三十日	八月三十一日
同	同	自動車稅同附加稅	同	同
同	同	電柱稅同附加稅	同	同
同	同	漁業權稅同附加稅	同	同
市獨立稅	舟 稅		六月三十日	九月三十日
同	自轉車稅		同	同
同	荷車稅		同	同
同	金庫稅		同	同
同	犬稅		同	同
同	俯人稅		同	同
同	扇風機稅		七月三十一日	九月三十日

ので市税附加税も之に倣ひ同様延期し尙市の獨立税も條例一部改正を要するため納期を次の通り延期する事になりましたからお知らせ

廣島市報

復活第四號

昭和二十一年六月二十日 每月一回二十日發行

規則

廣島市規則第十一號

廣島市役所臨時驛前出張所設置規則制定の件

廣島市役所臨時驛前出張所設置規則を左の通り定める
昭和二十一年六月八日 廣島市長 木原七郎

廣島市役所臨時驛前出張所設置規則

- 第一條 外地及外國からの引揚者並に復員者に對して援護に關する各種相談に應じ併せて児童保護事務を執るため廣島市役所臨時驛前出張所(以下單に驛前出張所と稱する)を廣島驛前に置く
- 第二條 驛前出張所に於て處理する事項の概目は左の通りとする
 - 一、引揚者並に復員者の援護相談に關する事項
 - 二、引揚並に復員者の一時宿泊並に救護に關する事項
 - 三、引揚者並に復員者の各種案内並に湯茶接待に關する事項
 - 四、児童保護に關する相談並に浮浪青少年の指導に關する事項
- 第三條 驛前出張所に左の職員を置く
 - 所長 壹名
 - 所員 若干名

- 第四條 所長は社會課長の命を承けて所管事務を掌理し所員を指導監督する、所長に故障があるときは上席の職員が其の職務を代理する
- 第五條 所員は所長の命を承けて所管の事務を掌理する
- 第六條 所長は毎週土曜日に週間中に取扱つた事務を社會課長に報告する

告することを要する

第七條 驛前出張所の事務取扱は本規則に依るの外市の一般事務取扱に關する規定に依る

第八條 驛前出張所は引揚並に復員の繼續期間及児童保護上必要なる期間中之を設置する

第九條 本規則は公布の日から之を施行する

廣島市規則第十二號

廣島市待遇改善委員會規則制定の件

廣島市待遇改善委員會規則を左の通り定める
昭和二十一年六月十四日 廣島市長 木原七郎

廣島市待遇改善委員會規則

- 第一條 市職員の特遇改善方を調査審議する爲待遇改善委員會を置く
- 第二條 委員會に委員長副委員長各一名委員若干名を置き市職員中より市長が之を任命する
- 第三條 委員長は會務を統理する
- 第四條 委員長は委員長を輔佐し委員長事故あるときは之を代理する
- 第五條 委員會の事務を處理せしめる爲幹事若干名を置き市職員中より市長が之を任命する

第六條 委員會の事務處理上必要な事項は委員長が之を定める
附 則
本規則は公布の日から之を施行する

達甲第九號

廣島市事務改善委員會規程中改正の件
昭和十五年九月七日達甲第九號廣島市事務改善委員會規程中左の通り改める

昭和二十一年六月十三日

廣島市長 木原七郎

第三條、第六條及第七條の各條中「市吏員」を「市職員」に改める
第六條中「書記」を「幹事」に改める

附則

本規則は公布の日から之を施行する

告示

廣島市告示甲第五四號

昭和二十一年五月十八日

廣島市長 木原七郎

左記ノ者昭和二十一年四月九日附廣島市會議長ヲ辭任セリ

廣島市會議長辭任 廣島市會議員 山本久雄

廣島市告示甲第五七號

昭和二十一年五月三十日

廣島市長 木原七郎

廣島市會ノ選舉テ左記ノ者方廣島市會議長ニ當選シマシタ

廣島市會議長 池永清眞

廣島市告示甲第五八號

本日市會ノ議決ヲ經タル昭和二十一年度廣島市歳入出豫算追加ノ要

領左ノ如シ

昭和二十一年六月一日

廣島市長 木原七郎

昭和二十一年度廣島市歳入出豫算追加

歳入

- 一、市 稅 金九十三萬六千四百圓
- 四、地方分與稅 金九十三萬六千四百圓
- 十一、繰越金 金九十三萬六千四百圓
- 一、前年度繰越金 金九十三萬六千四百圓

歳入合計 金百八十七萬二千八百三圓

歳出臨時部

- 八、臨時給與 金百八十七萬二千八百三圓
- 一、臨時給與 金百八十七萬二千八百三圓

臨時部計 金百八十七萬二千八百三圓

歳出合計 金百八十七萬二千八百三圓

歳入出豫算追加

廣島市告示甲第五九號

本日市會ノ議決ヲ經タル昭和二十一年度廣島市特別會計廣島工業港修築費歳入出豫算追加ノ要領左ノ如シ

昭和二十一年六月一日

廣島市長 木原七郎

昭和二十一年度廣島市特別會計廣島工業港修築費

歳入

- 一、雜 收 金百六十七萬四千六百五十五圓
- 一、雜 入 金百六十七萬四千六百五十五圓

歳入合計 金百六十七萬四千六百五十五圓

歳出

廣島市告示甲第六〇號

本日市會ノ議決ヲ經タル昭和二十一年度廣島市特別會計戰災復興費歳入出豫算ノ要領左ノ如シ

昭和二十一年六月一日

廣島市長 木原七郎

昭和二十一年度廣島市特別會計戰災復興費歳入出豫算

- 一、國庫支出金 金二百九十三萬八千九百二十五圓
- 一、補助金 金二百九十三萬八千九百二十五圓
- 二、市 債 金五千四百四十四萬二千圓
- 一、市 債 金五千四百四十四萬二千圓

歳入合計 金五千三百三十八萬九百二十五圓

歳出

- 一、戰災復興費 金五千二百三十四萬九百二十三圓
- 一、復興諸費 金四十七萬四千圓
- 二、區劃整理費 金六百六十八萬三千圓
- 三、補助道路費 金八十萬六千圓
- 四、上水費 金四百七十一萬一千圓
- 五、下水費 金二百三十一萬六千圓
- 六、綠地及墓地費 金三百八十五萬八千圓
- 七、建築費 金三千三百四十九萬二千九百二十三圓
- 二、公債費 金二圓
- 一、公債費 金二圓
- 三、豫備費 金千四百圓

歳出合計 金五千三百三十八萬九百二十五圓

歳入出豫算引殘金ナシ

廣島市告示甲第六一號

廣島市假設住宅使用條例施行細則左ノ通り定ム

昭和二十一年六月一日

廣島市長 木原七郎

廣島市假設住宅使用條例施行細則

- 第一條 本市假設住宅使用ノ許可ヲ受ケントスルトキハ申込書(第一號様式)ヲ提出スベシ
- 第二條 使用ノ許可ヲ受ケタルトキハ直ニ請書(第二號様式)ヲ提出スベシ但シ店舗住宅ハ右請書ニ依ル外別ニ定ムル指示事項ニ從フベシ
- 第三條 請書ニ連署スベキ保證人ハ本市内ニ居住シ且獨立ノ生計ヲ營ミ市長ニ於テ適當ト認ムル者タルコトヲ要ス
- 前項ノ保證人ハ市長ニ於テ必要ト認メタルトキハ何時ニテモ之ヲ變更又ハ増員ヲ命ズルコトアルベシ
- 第四條 廣島市假設住宅使用條例第三條ニ依ル使用料ハ別表ノ通りトス
- 第五條 請書ヲ提出シタル後一週間以內ニ引移ラザルトキハ住宅使用ノ意思ナキモノト看做シ使用許可ヲ取消スコトアルベシ
- 第六條 使用者住宅ヲ返還セントスルトキハ返還届(第三號様式)ヲ提出スベシ
- 第七條 使用者ハ常ニ住宅ノ内外ヲ整理シ苟モ外觀ヲ損ズルガ如キ行為ヲ爲スベカラズ

附則

本細則ハ昭和二十一年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

廣島市告示甲第六三號

町内會正副會長異動の件

廣島市段原中町下組町内會正副會長は左の通り異動しました

昭和二十一年六月十九日

廣島市長 木原七郎

就任	退任
職氏名 年月日	職氏名 年月日
會長 平野 唯治 昭和二十一年六月十八日	會長 櫻井 明 昭和二十一年六月十七日
副會長 古谷 庸 " "	副會長 畑 淺市 " "
" 多賀 光造 " "	" 古田忠五郎 " "

公民課次席兼町簿係長を命ず (五月十五日)	主事補 湊 政一
公民課簿係長を命ず (五月十五日)	主事補 山内 文一
公民課庶務係長を命ず	主事補 大島 淺人
任主事補	書記 澤田 鎮雄
建築課庶務係長を命ず (五月十五日)	梶本 義衛
任廣島市技師 (五月二十五日)	主事 原田 好登
任廣島市理事 (六月一日)	技師 野村 秀夫
復興局上水課計畫係長を命ず (六月一日)	技師 桑原 佐一
復興局上水課浄水係長を命ず (六月一日)	主事補 眞藤 祥藏
復興局下水課庶務係長を命ず (六月一日)	主事 丸本 輔一
南出張所長を命ず (六月一日)	主事 大志茂 和一

調査課次席を命ず (六月一日)	書記 數佐 春男
任主事補	書記 景山 豊
復興局庶務課庶務係長を命ず (六月一日)	
任主事補	
戸籍課庶務係長を命ず (六月一日)	

商工課より

市営市場の開設

闇に對抗し新聞生活から幾分でも市民の利益を考へ物價の變動を安定さす事に役立てるため市営生必市場を左の通り開設し、市の指定商人をして販賣をさす事にしました。既に開設した地區は附近の物價も自然下り向きと聞いて居ります。市民各位の利用を望みます

一 場 所

- 1 己斐生必市場 (六月五日開店)
- 2 己斐町觀光道路起點 (宮島線西廣島驛南側)
- 3 皆實生必市場 (六月十五日開店)
- 4 宇品町十七丁目千田廟舍境内
- 5 荒神町尾長鐵道踏切
- 6 荒神町生必市場 (建築中)
- 7 荒神町三丁目信用組合北
- 8 鷹野橋生必市場 (建築中)
- 9 大手町八丁目

二 販賣物品

鹽干魚、水産乾物、佃煮、漬物、鮮魚介、食肉、果物、茶、代用菓子、荒物、金物、陶磁器、履物、化粧品、小間物、文房具、玩

具、花、その他日用生活必需品

民生課より

轉入抑制について

去る三月九日から本市では五月三十一日を目標として轉入抑制を實施して居ましたが今般食糧事情の逼迫化から更に九月三十日迄に延期せられました。

所が現在の市民でこの際二ヶ月でも三ヶ月でも田舎で暮して危機を突破したい人に朗報が参りました。

それはこの轉入抑制期間中に事情のため更に廣島に歸つて來たい人は轉出の際「轉出市民證」を市公民課で貰つて置けば無條件で轉入出來ます、轉入の際には市民課轉入相談所にお出で下さい。

尙轉出入の所定様式は町内會にありますし用紙は商工課及び民生課にあります。

金融相談について

近く金融相談所を民生課に設ける手筈であります。現在の金融狀況から事業資金、指定業者の預金拂出等一切の御相談に應じますから市民課にお出で下さい。

清掃課より

都市清掃防疫の強化實施計畫

一 目的

戦後都市の清掃狀況は甚だしく不良にして各種傳染病の流行期を目前に控へ憂慮にたへず、よつて「コレラ、チフス、マラリヤ、 Dengue 熱、流行性腦炎、ペスト」等悪疫の媒介をなす鼠蟻(蚊、蠅、虱、蚤等)を撲滅するため市内清掃の徹底を期す

二 實施時期

五月二十五日迄に全市完了し其後毎月一回定期的に實施すること

三 組織

1 市に於ては職員を以て左の清掃班を組織し町内會清掃班を指導

督勵する外直轄清掃防疫に當る

土木班三班 下水班一班 清掃班二班 上水班一班

保健班一班

2 各町内會に於ては左の清掃班(五名)を組織し一週一回定期的に各家庭を巡視し清掃防疫の指導監督に當る

班長(指導責任者)一名 検査員一名 昆蟲驅除員三名

四 宣傳

各種傳染病と之が媒介をなす昆蟲との關係につき解説を作製し新聞、ラヂオ、市報等により市民に對し趣旨の徹底をはかる

五 實施方法

(一) 塵芥と尿尿の處理

- 1 便所に蠅の侵入又は發生せざる様設備すること
- 2 塵芥箱は蓋のある堅固なものとし充分なる量を收容し得るものを設け破損せるものは之を完全に修理し蠅の發生又は侵入せざる様にする
- 3 尿尿、塵芥其の他汚物を肥料等に使用する場合に施用後必ず土妙を覆ひ蠅其の他昆蟲の發生せざる様充分なる措置を講ずること
- 4 牛馬等を使用する場合は不潔となり繩等の發生し易きを以て特に清掃を完全にすること

(注意) 清掃により生じたる塵芥は市に於て撤出處分するにつき瓦礫、罐詰殻、木片、硝子屑等を除き町内一定の場所に集積し置くこと

但し瓦礫、木片等は各家庭に於て地中に埋込む等適當に處分すること

(二) 防汚環境、貯水槽、防火用水、水溜等の處置

- 1 防汚環境、水溜等は埋戻し雨水等の溜らぬ様整地すること
- 2 貯水槽(ホソを含む)又は池等は他に轉用し其の他は頭覆埋込み又は徹底的破壊により雨水等の溜らぬ様處分すること
- 3 防火用水は防火上必要なる限度に止め他は可及的に除去すること、但し残存必須なる防火用水については定期的(一週

(一) 一回に換水するか又は鯉、鯽、金魚、目高等の雜魚を飼養すること

(二) 下水渠、下水溝、下水管の清掃

1 下水渠、下水溝、下水管は完全通水し得る様清掃を實施すること

2 清掃により生じたる汚物は適當なる場所に埋込む等處分すること

(三) 墓地

墓地は蚊の好適發生源なるを以て其の所有者又は管理者をして花立、水供養等を常に清掃せしむるか又は之等に土砂を充満して昆虫の發生防止に努むること

(注意)

1 清掃の實施時期は蠅、蚊の發生前に於て實施することが最も効果的なるを以て可及的速に實施すること

2 以上の各項は全市各町が完全に實施することにより始めて全市の傳染病を豫防し得るのであつて一班の不實行者のため目的達成を妨害することになるを以て全市民自主的に進んで協力する様指導すること

保健課より

夏の傳染病と昆虫

傳染病	病 状	媒介する昆虫	驅除法
マラリヤ	二日隔又は三日隔に發熱する	蚊	ボウフリの絶滅
デング熱	發熱、頭痛、筋肉痛あり 四、五日後發疹する	同	同
眠り病(夏季腦炎)	急に發熱し頭痛、めまひあり、次第に眠る	同	同

給水課より

罹災水道の復舊について

今時の戰禍に因り皆様の水道設備にも故障を生じ御不便のことと存じます。此の修復に就ては何分資材其の他の關係で御要求を直接にお取扱い出来ないで悪徳業者に依つて不當なる費用を要求される場合があることと存じます。充分御注意下さい。

本市は左記事項の通り取扱い不正行為による皆様の御迷惑を防止致しますから給水者各位に於かれても此點御協力下さいます様お願ひ申し上げます。

記

- 水道設備の新設、増設、位變、其の他修理する場合は必ずお届出下さい。
- 工事費は指定業者と直接御相談して下さい。此場合必ず其の業者は本市發行の證明書を提示します。
- 本市より工員が漏水其の他修理等にて参りました時は現場では絶対費用は敷きません。後日納額告知書にてお納め願ひます。
- 水道設備についてお届出なく勝手に工事をせられますと條例に據り處罰されますから大小にかかわらず必ず届出下さい。

復興局庶務課より

廣島の發展策意見募集

原子爆弾に因り壊滅した廣島市發展のために左の要項で全市民の御意見を募集致します。

募集要項

- 應募資格
 - 町内會は町民全部の意見をとりまごめ町内會長名で應募して下さい。
 - 職場の場合
 - 會社、銀行、工場、官公衛等各全従業員の總體意見をとりまごめ

病名	自一 至三月	四 月	五 月	累 計
コレラ	嘔吐、下痢甚しく米のとき汁様の下痢便あり一週間で死亡する者多し			蠅 ウジの發生防止
傷チフス	高熱續く			蠅取の勵行
赤痢、疫痢	結核、血便、シボリケあり 下痢一日十數回、急に衰弱する			同
ペスト	悪感發熱四十度以上、頭痛、めまい、嘔吐、下痢、皮膚出血す			同
滿州チフス	高熱、頭痛、四肢痛あり 四日目頃から發疹する			同
發疹チフス	高熱、頭痛、四肢痛あり 四日目頃から發疹あり 死亡率大			鼠退治 鼻下の清掃
赤痢	一			毎日部屋の掃除 流行、寝具の洗濯 日光浴、入浴 靴類の洗濯、靴類の熱處理 D.D.Tの散布
腸チフス	(3)	(3)		(6)
パラチフス	一	一		四
發疹チフス	一	三		一
猩紅熱	一	一		二
チフテリア	(2)	(2)		(4)
痘	(6)	(2)		(8)
計	11	5	4	20

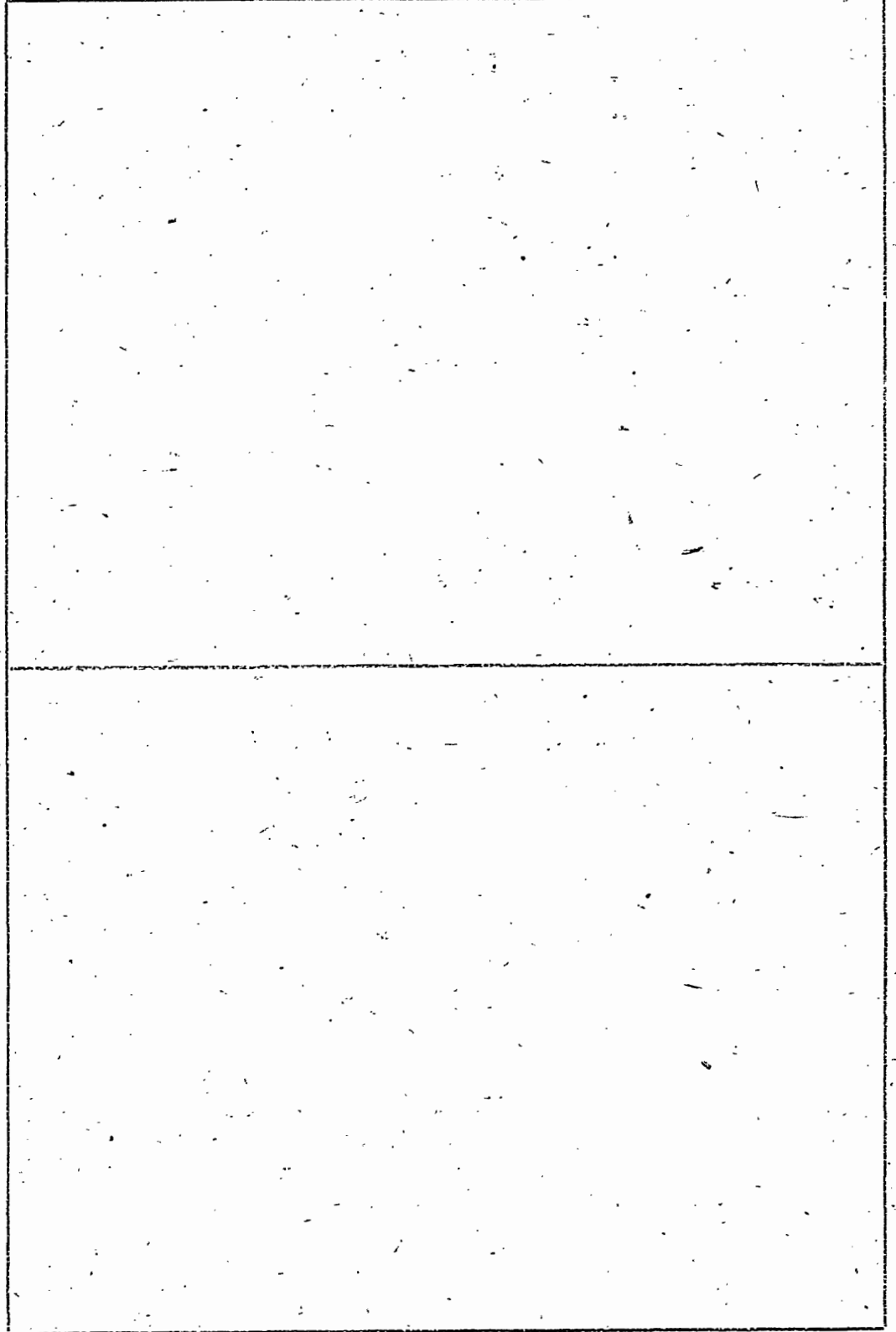
註 ()内数字は死亡を示す

めて應募して下さい。

- 學校の場合
 - 教職員全員又は學生全體等の意見をとりまごめ代表者名で應募して下さい。
 - 文化團體青年團等の場合
 - 一團體單位として團體員の意見をとりまごめ代表者名で應募して下さい。
 - 以上各項個人意見の優秀なものは團體代表の推薦として應募しても差支へありません。
- 應募原稿
 - 字数は制限しませんが整理の便宜上論文形式に依らず項目を列記し一項目毎に簡単な説明をつけること。
 - 謝禮
 - 各項毎に一、二等各一篇、佳作若干
 - 一等 謝禮金 千圓
 - 二等 同 五百圓
 - 佳作 同
 - 締切 七月二十五日
 - 送先 廣島市復興局庶務課發展策意見募集係宛
 - 入選發表 八月六日新聞紙上其の他

青島時報

昭和二十一年七月二十一日



廣島市報

復活第五號

昭和二十一年七月二十日
毎月一回二十日發行

市民に告ぐ!!!

今や我國は全國、亘り未曾有の食糧危機に當面するに至つた、このまま漫然と推移するならば、まことに重大な事態をひきおこす虞れがある事を思ひ茲に豫め市民諸君の覺悟と奮起を促さんとするものである。

さきに空前の戦災を受け漸く慘禍の中から起ち上つた吾々廣島市民の上に再び大きな不幸が襲ひ來らんとしてゐる。然し吾々は如何なる事があつても此の苦難に打克たなければならぬ、各自が豫め之を覺悟し周到なる對策を講ずるならば十日や十五日の食糧不足は生命に關する様な事は有り得ないと考へる。

況してや此度の食糧危機は主要食糧に關するもので蔬菜は日々畑に成長し食用に適する草木が尙山野に充滿して居る現狀に於てをやである、従つて市民諸君は靜かに事態を正視し慌てず憶せず今の中に能ふ限りの準備を怠らないやう切望する。

差當り第一次の危機は七月末迄である、七月末迄の縣内の食糧不足見込量は約五萬二千石で縣民の十五日分の食糧に相當する。この事は本市に於ても最悪の場合十五日分の不足を意味することになるのである。

既 關係當局、共に本市に於ても市會並に町内會と一體となり、全縣下の政府米の消費地への搬出に全力を生き更、農家に訴へて保有米の義徳的供出を懇請しこの飢饉を突破すべく精進を促し、同開して居る。

而して市民諸君は之等農家から供出される食糧は盡く農民諸君の費い血と膏の結晶であり、且農民諸君が自らの食糧の一部をさいて都市へ搬送されてゐるものである事に深く思ひを致し、農家の深き

同情に感謝すると共に徒らに他力をのみ待まず自からも亦最善の措置を講じ以て農村の厚意に酬ひなければならぬ。

「天は自ら助く、者を助ける」市民諸君の中田舎に土地を有する者、親戚、知己のある者は「一時」歸つて農村の増産に協力し本市に殘る者は今日より直ちに蔬菜、食用野草等によつて大市の節米、食ひ延しを勵行し更に次の危機に備へて機跡其の他の空閑地の全面的利用をはか、等別に町内會からの指示又は申合せ事項は徹底的に之を勵行して吾々自らの手で自らの途を開かなければならぬ、この危機は市民一體とつて各の責任、於て相互相寄り相扶くるの外打解の道はないと信ずる。郷土復興もこの食糧危機を克服しなければ達成し得ないのである。

幸に市民諸君、於ても不撓不屈の勇猛心を以て私と共に凡ゆる努力を傾倒し危機突破に邁進せられん事を切望する。

昭和二十一年六月二十八日

廣島市長 木原 七郎

規 則

廣島市規則第一五號

廣島市復興史編纂委員會設置規則制定について
廣島市復興史編纂委員會設置規則を左の通り定める

昭和二十一年七月十二日

廣島市長 木原 七郎

第一條 廣島市復興史編纂委員會設置規則
昭和二十年八月六日の廣島市被災に関する記録を整理編纂

する爲廣島市復興史編纂委員會(以下委員會と稱する)を設置す

第二條 委員會の職務は左の通りである

一、昭和二十年八月六日の戦災状況に關する統計圖表寫眞其の他資料の調査蒐集

二、昭和二十年九月の風水害状況に關する統計圖表寫眞其の他資料の調査蒐集

三、戦災及風水害の復舊復興に關する記録圖表、寫眞其の他の資料の蒐集整理並に編纂

四、其の他委員長に於て必要と認むる事項

前項各號資料の調査蒐集、關係官公衙、學校、會社其の他各種團體並に其の關係事業の罹災状況、復舊復興状況を包含むるもの

第三條 委員會の組織は左の通り定める

委員長 一名 復興局長を以て充てる

副委員長 一名 委員中から市長が任命する

委員 若干名 各課課長を以て充てる

調査員 若干名 各課課長中から一名宛市長が任命する

整理員 若干名 復興局職員中から委員長が任命する

第四條 委員長は委員會を統理し會務、招集し其の議長となす

副委員長は委員長を補佐し委員長事故ある時は其の職務を代理する

委員は委員會運営上必要な事項を審議する

調査員は委員長からの指示により必要な調査並に資料の蒐集に従事する

整理員は各種資料の整理、編纂に従事し委員會の庶務を掌する

第五條 復興史は當分の間毎年八月六日現在により其の前一箇年間の事實を調査編纂する

第六條 委員會運営上必要な事項は委員長が之を定める

附則 本規則は昭和二十一年七月十五日より之を施行する

告示

告示甲第六四號

本日市會ノ議決ヲ經タル昭和二十一年度廣島市歳入出豫算追加ノ要領左ノ如シ

昭和二十一年七月三日

廣島市長 木原七郎

昭和二十一年度廣島市歳入出豫算追加

歳入

六、國庫支出金 金百六拾八萬八千七百參拾圓

二、補助金 金百六拾八萬八千七百參拾圓

十二、繰越金 金六拾貳萬壹千六百九拾五圓

一、前年度繰越金 金六拾貳萬壹千六百九拾五圓

歳入合計 金貳百參拾壹萬四百貳拾五圓

歳出臨時部

六、經濟諸費 金四拾八萬圓

一、經濟諸費 金四拾八萬圓

十四、諸費 金百八拾參萬四百貳拾五圓

十二、疎開跡地整理費 金百七拾七萬四千九百七拾五圓

十三、町簿簿整理費 金五萬五千四百五拾圓

臨時部計 金貳百參拾壹萬四百貳拾五圓

歳出合計 金貳百參拾壹萬四百貳拾五圓

歳入出差引殘金ナシ

告示甲第六五號

本日市會ノ議決ヲ經タル昭和二十一年度廣島市特別會計用品調達費歳入出豫算追加更正ノ要領左ノ如シ

昭和二十一年七月三日

廣島市長 木原七郎

昭和二十一年度廣島市特別會計用品調達費歳入出豫算追加更正

歳入

二、繰替金收入 金貳百貳拾貳萬貳千四百圓

一、繰替金收入 金貳百貳拾貳萬貳千四百圓

三、繰入金 金〇圓

四、雜收入 金五拾五萬四千六百四拾參圓

一、雜收入 金五拾五萬四千六百四拾參圓

歳入合計 金貳百七拾八萬九千貳百七拾六圓

歳出

一、用品調達費 金貳百貳拾參萬四千貳百八拾貳圓

二、用品調達費 金貳百貳拾參萬四千貳百八拾貳圓

三、繰入金 金五拾五萬參千九百九拾四圓

一、繰入金 金五拾五萬參千九百九拾四圓

歳出合計 金貳百七拾八萬九千貳百七拾六圓

歳入出差引殘金ナシ

告示甲第六六號

本日市會ノ議決ヲ經タル昭和二十一年度廣島市歳入出豫算追加更正ノ要領左ノ如シ

昭和二十一年七月三日 廣島市長 木原七郎

昭和二十一年度廣島市歳入出豫算追加更正

歳入

六、國庫支出金 金五百貳拾壹萬七千參百拾六圓

二、補助金 金五百四萬四千九百五拾貳圓

九、繰入金 金五拾五萬參千九百九拾五圓

一、繰入金 金五拾五萬參千九百九拾五圓

歳入合計 金五千百參拾八萬貳千八百參拾六圓

歳出臨時部

十四、諸費 金貳拾四萬九千八拾七圓

七、繰入金 金參千四百貳拾參圓

告示

告示甲第六四號

本日市會ノ議決ヲ經タル昭和二十一年度廣島市歳入出豫算追加ノ要領左ノ如シ

昭和二十一年七月三日

廣島市長 木原七郎

昭和二十一年度廣島市歳入出豫算追加

歳入

六、國庫支出金 金百六拾八萬八千七百參拾圓

二、補助金 金百六拾八萬八千七百參拾圓

十二、繰越金 金六拾貳萬壹千六百九拾五圓

一、前年度繰越金 金六拾貳萬壹千六百九拾五圓

歳入合計 金貳百參拾壹萬四百貳拾五圓

歳出臨時部

六、經濟諸費 金四拾八萬圓

一、經濟諸費 金四拾八萬圓

十四、諸費 金百八拾參萬四百貳拾五圓

十二、疎開跡地整理費 金百七拾七萬四千九百七拾五圓

十三、町簿簿整理費 金五萬五千四百五拾圓

臨時部計 金貳百參拾壹萬四百貳拾五圓

歳出合計 金貳百參拾壹萬四百貳拾五圓

歳入出差引殘金ナシ

告示甲第六五號

本日市會ノ議決ヲ經タル昭和二十一年度廣島市特別會計用品調達費歳入出豫算追加更正ノ要領左ノ如シ

昭和二十一年七月三日

廣島市長 木原七郎

昭和二十一年度廣島市特別會計用品調達費歳入出豫算追加更正

十七、製鹽事業費

一、製鹽事業費 金貳百八拾貳萬六千五百四拾圓

臨時部計 金四十五萬八拾七萬四千九百圓

歳出合計 金五千百參拾八萬貳千八百參拾六圓

歳入出差引殘金ナシ

告示甲第六七號

昭和二十一年七月三日 廣島市長 木原七郎

七月三日廣島市會の選舉で左記の通り廣島市會議長に當選致しました

廣島市會議長當選 廣島市會議員 砂原格

告示甲第六八號

昭和二十一年七月四日 廣島市長 木原七郎

左記の者は昭和二十一年六月十一日附廣島市會議長を辭任致しました

廣島市會議長辭任 廣島市會議員 池永清眞

告示甲第六九號

廣島市會議長辭任 廣島市會議員 池永清眞

町内會分割設置の件

廣島市告示甲第六九號

神崎聯合町内會を分割し左の通り町内會を設置する

昭和二十一年七月二十三日 廣島市長 木原七郎

町内會名 町内會長名 副會長名 摘要

神崎町東部 森廣位太郎 中田文一

神崎町西部 有重峯太郎 谷口寅一

神崎町北部 福永信藏 高木京一

達

不可抗力に因る缺勤の取扱について
 昭和二一年七月十七日 廣島市長 木 原 七 郎
 不可抗力に因る缺勤の取扱に關して次の通り定める
 不可抗力に因り又は法令に依る交通遮断を受け出勤することの出来
 ないものは之を出勤したものととして取扱ふ
 右の事由消滅により出勤したときは速に關係官公署の證明書を提出
 することを要する

附 則

本件は昭和二十一年七月一日から之を適用する

任廣島市主事補 書記 岩 原 和 一
 西隣保館長を命ず (六月十四日)
 任廣島市主事補 書記 古 田 昇
 社會事業係長を命ず (七月一日)
 等願免職 (七月八日) 主事 藤 田 樸

雜

一、市民證の交付に就いて (公民課)
 食糧危機突破の爲田舎の親類、知人等の處へ食糧疎開したいけれ
 ども再び轉入が出来るだらうか？ 又轉入手續がむずかしいから
 と躊躇される方も非常に多いと思ひますが再轉入の場合無條件で
 手續も簡単に轉入出来る様公民課で「市民證」を發行してゐます
 から食糧疎開される方は市民證交付願(様式見本は町内會事務所
 にあります)と轉出證明書を公民課に持参されれば「市民證」を
 交付します。尙不明の點は公民課に直接御問合せ下さい。

二、歸省證明書
 大學、専門學校の教職員、學生、生徒が臨時休暇により抑制指定
 都市に歸省する場合、又は休暇終了により再轉入する者に就ては
 左記により取扱ひます。尙不明の點は公民課にて御問合せ下さい

一、本市より轉出の場合
 本市以外の抑制都市に歸省する教職員、學生、生徒には指定都市
 長の轉入承認證を提示せずとも市民證と歸省證明書に依り轉出證
 明書を發行すること
 二、本市に轉入の場合
 他都市より本市に歸省轉入するもの並に休暇終了後本市に再轉入
 するものは市民證、歸省證明書及轉入承認書の提示を求めた上轉入
 せしめること

〔参考〕抑制指定都市—東京、大阪、京都、名古屋、神戸、福岡、他臺、
 横須賀、函館、岐阜、布施、豊橋、富山、川崎、堺、静岡、下関、尼
 崎、呉、八幡、竹世保、和歌山、長崎、平塚、廣島

傳染病患者發生(死亡)一覽表

病 名	自一月至五月	六 月	累 計
赤痢	一	—	一
腸チブス	四六	一七	六三
パラチブス	四	三	七
發疹チブス	一五	九	一四
猩紅熱	一	—	一
チフテリア	七九	一七	八六
痘 瘡	四五	—	四六
計	(8)	(1)	(9)
計	(16)	(3)	(19)

() 内數字は死亡を示す

(保健課)

三
から食糧疎開される方は市民證交付願（様式見本は町内會事務所
にあります）と疎出證明書を公民課に持参されれば「市民證」を
交付します。尙不明の點は公民課に直接御問合せ下さる。

計 (1) 一八二 (3) 三六 (四) 二二八
註 () 内數字は死亡を示す

廣島市報 復活第六號

昭和二十一年八月二十日 每月一回二十日發行

規 則

廣島市規則第十六號

廣島市特別臨時手當支給規則中改正

にウソテ

廣島市特別臨時手當支給規則の一部を次の通り改める。

昭和二十一年七月二十四日

廣島市長 木原七郎

第二條の中「月額三百圓迄」以下を次の通り改め

る
月額二百圓迄のものに十七割、二百圓以上五百圓迄は拾圓を増す毎に八厘五割を減し、五百圓以上九百圓迄は拾圓を増す毎に一分七厘を減し、たかのど九百圓以上は九割四分とする。但し圓未満の端数はこれを圓位に満たすこと。

附 則

本規則は昭和二十一年六月一日以後の給與に於て適用する。

廣島市規則第七十六號

廣島市臨時食卓料支給規則制定にウソテ

廣島市臨時食卓料支給規則を次の通り定める。

昭和二十一年八月十七日

廣島市長 木原七郎

廣島市臨時食卓料支給規則
廣島市職員及名譽職、公務に依り旅行する者に對して當分の間別表の定める所に依り食卓料（一夜にウソテ）を支給する。但し別表の定額は市長に於て減額支給する事が出来る。

附 則

本規則は昭和二十一年七月一日から之を適用する。

區 分	市 長	市 員	市 民	市 民
市内	一〇〇	八〇	七〇	六〇
市内	九〇	七〇	六〇	五〇
市内	八〇	六〇	五〇	四〇
市内	七〇	五〇	四〇	三〇
市内	六〇	四〇	三〇	二〇
市内	五〇	三〇	二〇	一〇
市内	四〇	二〇	一〇	〇
市内	三〇	一〇	〇	〇
市内	二〇	〇	〇	〇
市内	一〇	〇	〇	〇
市内	〇	〇	〇	〇

廣島市規則第十八號

廣島市臨時食卓料支給規則制定にウソテ

告示甲第廿七號

町内会長異動について

今般南十町町内会長左の通り異動した

昭和二十一年八月十日

廣島市長 木原七郎

町内会名	職名	氏名	年月日	職名	氏名	年月日
南千田	会長	石本光郎	三三三三	会長	中川亀三	三三三三

告示甲第廿七號

町内会正副会長異動について

今般元中町町内会正副会長の通り異動した

昭和二十一年八月二十六日

廣島市長 木原七郎

町内会名	職名	氏名	年月日	職名	氏名	年月日
元中町	会長	光谷久一		会長	赤木富太郎	
昭和町	副会長	上田石男		副会長	河山格一	

傳染病患者発生状況一覽表 昭和二十一年

病名	五月中	六月中	七月中	累計
コレラ				
赤痢	一		(3)	三
腹痛	一		(3)	四
腸チフス	(6)	四	(1)	一一
パラチフス			(1)	一
痘瘡	(8)	五	(1)	一四
癩疹チフス				
猩紅熱	一			一
チフテリア	(2)	七	七	一六
流行性脳脊髄膜炎				
ハスト				
マソリヤ				
日本脳炎				
計	(16)	一四	(9)	(29)

廣島市報 復活第七號

昭和二十一年九月二十日
毎月一回二十日発行

規則

規則第二十號

廣島市人事委員会規則制定の件

廣島市人事委員会規則を次の通り定める

昭和二十一年九月十日

廣島市長 木原七郎

廣島市人事委員会規則

第一條 人事に関する諸制度の確立とその運用の公正を期するため廣島市人事委員会を置く

第二條 委員会は次の事項を審議し市長に意見を具申する

一 人事に関する諸制度の確立及諸規定の制定改廢に関する事項

二 職員本人の意思に依らざる免職に関する事項

三 其他人事に関して市長の諮問する事項

第三條 本委員会に委員長及び副委員長各一名委員若干名を置き市職員中から市長が之を任命する

市長に於て必要と認めるときは臨時委員を置くことが出来る

第四條 委員長は会務を統理し會議の議長となり副委員長は委員長を輔佐し委員長に事故があるときは之を代理する

第五條 委員会の議事は委員及臨時委員の三分の二以上が出席しその過半数の意見によつて之を決定する可不同数のときは委員長が之を決定する

第六條 委員会の事務を處理せしめるため幹事若干名を置き市職員中から市長が之を任命する

第七條 委員会が事務を處理するため必要な事項は委員長が之を定める

第八條 委員長副委員長委員及臨時委員は自己若くは其の親族に関する事件の會議には参加することが出来ない

附則

本規則は公布の日から之を施行する

昭和二十一年十月三日甲寅廣島市職員分限審査委員会規程は之を廢止する

廿 示

青島市報

復活第八號

昭和二十一年十月二十日

歳出
 一 雑入
 二 雑出
 歳入出差引残金

金九萬八千六百六十五円
 金九萬八千六百六十五円
 歳入出差引残金

辞令

一 依願免職(八月三十日) 住谷 一 登
 一 任 廣島市技師 出右衛門 登
 一 任 廣島市長室勤務ヲ命ズ(九月一日)
 一 任 廣島市技師 土谷 鉄美
 一 任 廣島市長室勤務ヲ命ズ(九月一日)

民生課より
 無職無収入の證明其他金融一切の御
 相談に應じますからどし
 御出で下さい

自動電話開通
 商工課 二八〇一番 清掃課 二八〇二番
 總務課 二八〇三番 會計課 二八〇四番
 庶務課 二八〇四番

傳染病患者発生(一)之(一)彙表 保健課

病名	一月三十一日	八月三十一日	累計
病名	一月三十一日	八月三十一日	累計
コレラ	(3)	(1)	(4)
赤痢	(3)	(5)	(8)
疫痢	(3)	(4)	(7)
腸チフス	(7)	(2)	(9)
パラチフス	(3)	(6)	(9)
瘧疾	(9)	(3)	(12)
猩紅熱	(1)	(1)	(2)
計	(29)	(6)	(35)

廣島市報

復活第八號

昭和二十一年十月二十日
毎月一回二十日發行

規則

規則第二十一號

廣島市助役事務擔任規則制定について
廣島市助役事務擔任規則を次の通り定める
昭和二十一年十月一日

廣島市長 木原七郎

第一助役

- 調査課に關する事務
- 稅務課に關する事務
- 戶籍課に關する事務
- 公民課に關する事務
- 學務課に關する事務
- 給水課に關する事務
- 復興局に關する事務

第二助役

- 民生課に關する事務
- 商工課に關する事務
- 農漁課に關する事務
- 社會課に關する事務
- 保健課に關する事務
- 清掃課に關する事務

第二條

總務課、會計課、職員課、涉外課、財務課に屬する事務及び市會又は市參事會提案其の他重要な事務に付いては兩助役が之を掌理する

第三條

當該助役に事故があるときは其の分擔事務は他の助役が之を處理する

附則

本規則は公布の日から之を施行する

規則第二十二號

廣島市役所事務分掌規則改正について
昭和十七年十一月規則第二十三號廣島市役所事務分掌規則中次の通り改める
昭和二十一年十月一日

第一條中

廣島市長 木原七郎

- 「總務課、庶務係、文書係、人事係、職員厚生係」を「總務課、秘書係、文書係、考査係」に改め
- 「考査課」を削り「職員課、人事係、厚生係、給與係」を加へ
- 「戶籍課、庶務係、戶籍係、寄留係」を「戶籍課、戶籍係、寄留係、證明係」に改め
- 「學務課、庶務係、學事係」を「學務課、管理係、學事係、体育係」に改め
- 「商工課、商工係、配給係」を

「商工課、商政係、勸業係」に改め
「農漁課、農産係、水産係」を
「農漁課、農地係、農水産係」に改める

第二條中
總務課の分掌事務中第十三號以下第十七號迄を削り考
査課の分掌事務を加へる
會計課の分掌事務中「一、職員ノ課税ニ關スル事項」
を削る

考査課及び其の事務分掌を削り職員課を加へ總務課の
分掌事務中第十三號乃至第十七號及會計課の分掌事務
中「一、職員ノ課税ニ關スル事項」を加へる
稅務課の分掌事務中第一號乃至第三號の「各稅及稅外
諸收入金」を「各稅及稅外諸收入金(他課ニ於テ取扱
フモノヲ除ク)」に改める
民生課の分掌事務中「一、觀光ニ關スル事項」を削る
商工課の分掌事務中第八號以下を次の通り改める

- 一、企業許可ニ關スル事項
 - 一、金融ニ關スル事項
 - 一、價格ニ關スル事項
 - 一、纖維製品其ノ他日用品雜貨類ノ配給ニ關スル事
項
 - 一、觀光ニ關スル事項
- 農漁課の分掌事務を次の通り改める
- 一、農地調整ニ關スル事項
 - 一、農作物自給ニ關スル事項
 - 一、移植民ニ關スル事項

- 一、林業ニ關スル事項
 - 一、獸醫師鉄工牛馬豚商ニ關スル事項
 - 一、屠場及家畜市場ニ關スル事項
 - 一、水産業ニ關スル事項
 - 一、製鹽ニ關スル事項
 - 一、漁業權ニ關スル事項
 - 一、遊漁ニ關スル事項
 - 一、農畜水産物及其ノ加工品等ノ需給調整ニ關スル
事項
 - 一、食料品ノ配給ニ關スル事項
 - 一、燃料ノ配給ニ關スル事項
 - 一、副業ニ關スル事項
 - 一、農水産關係團體及各種委員會ニ關スル事項
- 清掃課の分掌事務中第一號「其ノ他清掃」を「其ノ他
道路下水等ノ清掃」に改め第三號の次に
「一、衛生特別地區ノ設置ニ關スル事項
一、應急清掃班ノ設置ニ關スル事項」を加へる
- 附 則
本規則は公布の日から之を施行する
- 規則第二十三號
廣島市復興局事務分掌規則改正について
昭和二十一年一月規則第二號廣島市復興局事務分掌規則
中次の通り改める
昭和二十一年十月一日
廣島市長 木原七郎
- 第一條中
「及部課係」を「及課係」に改め「庶務部、庶務課、庶
務係、經理係」及「建設部」の文字を削る

務係、經理係」及「建設部」の文字を削る

第二條中
企畫科の分掌事務第一號中「各部科課」を「各科課」
に改め末號に
「一、其他局内庶務ニ關スル事項」を加へる
「庶務部」の文字、庶務課及其分掌事務を削る
「建設部」の文字を削り建築課の分掌事務第三號中「
他部課」を「他課」に改める

第三條中
「部に部長」を削る
第四條中
「部長」を削る
第五條中
「主管部長、部長事アルトキハ」を削る

附 則
本規則は公布の日から之を施行する

規則第二十四號
廣島市復興局事務分掌規則中改正について
昭和二十一年一月規則第二號廣島市復興局規則中次の通
り改める
昭和二十一年十月七日
廣島市長 木原七郎

第一條中「資材課、庶務係、購買係」を
「經理課、庶務係、材料係」に改める
第二條中 局長室企畫科分掌事務中
「一、其ノ他局内庶務ニ關スル事項」を削る
「資材課」を「經理課」に改め同課分掌事務を次の通

廣島市告示第八六號
廣島市假設住宅使用條例施行細則中別表
制定について
廣島市假設住宅使用條例施行細則の別表第二號を次の通
り定める
昭和二十一年十月一日
廣島市長 木原七郎

別表第二號
廣島市假設住宅使用料表

住宅別	使用料	住宅別	使用料
基町住宅	四五〇〇	白鳥町住宅	三〇〇〇
觀音町住宅	三〇〇〇	船入町住宅	三〇〇〇

本細則は昭和二十一年六月一日から之を適用する

附則

廣島市告示第八八號

聯合町内會區域變更について
廣島市古田町田方組町内會は今般草津聯合町内會から古田聯合町内會に所屬區域を變更した
昭和二十一年十月十五日
廣島市長 木原七郎

町内會長異動

Table with columns for district (東段原町, 二丁目, 同, 同, 同, 同, 同), position (會長, 副會長), name (當官 善一, 大野 元吉, 伴 正雄, 河内 章, 松本恵太郎, 河野 博), and other details.

達甲第一三號

縣内出張の取扱に就いて
吏員(課長以上を除く)及囑託員の縣内出張の取扱について當分の間次の通り定める
昭和二十一年十月十日

Table listing various positions (e.g., 保健課次席兼保健係長, 復興局長室勤務) and their respective holders (e.g., 龍池 邦政, 龍田 實). Includes dates and other administrative details.

雜

民生課より
一、本市への轉入抑制期間は十一月の末日迄延期せられ
二、故紙回収用紙引換へを實施します
故紙の種類は和洋故紙、故書籍、簿冊、教科書、雜誌
官報、新聞、其の他製紙原料として適するもの

廣島市長 木原七郎
昭和十六年九月達甲第二十三號事務決裁規程第二條第五號の規定に拘はらず吏員(課長以上を除く)囑託員の縣内出張命令に限り當分の間助役をして之を代決せしめる

職令

Table listing various positions (e.g., 職員課長, 戸籍課長, 學務課長) and their holders (e.g., 尾問 守, 酒井 淳, 名柄 正). Includes dates and other details.

交換用紙の規格數量(故紙拾貫供出單位)左の内何れか
1. 仙貨三號二貫匁(B4判二、〇〇枚)
2. 薄葉紙二號二貫匁(B4判一、五〇枚)
3. チリ紙三號二緋 復寫可能程度の薄半紙 但しチリ紙價格は新公定價格による
4. 温床紙若干
交換條件は故紙拾貫供出毎に概ね右規準の製品と交換し故紙回収價格は公定價で買上げの際製品と引換へる旨明記した回収傳票を發行し後日引換の際の證とする
製品引換機關は紙統制指定配給所で回收機關は楠木町二丁目山田富太郎 上天滿町高木政生兩氏であります
日取り其他詳細については文書でお知らせします
三、十月一日からは迄民生課で取扱つてゐた金融事項の申事業金融は今後商工課で取扱ひます
民生課で取扱ふのは庶民金融で内容左の通り
イ、個人金融通帳交付
ロ、現金支拂證明事項
a. 生活費 b. 引揚者其の他(生活必需品)
c. 定期給與(當時十人未満) d. 町内會經費
e. 結婚費 f. 葬儀費
g. 食糧疎開一時的生計費
ハ、封鎖支拂の證明事務
ニ、旅行費用(許可申請の場合)證明事務
ホ、個人事業者の證明事務
a. 建築費 b. 醫療費 c. 保険料 d. 輸送費

商工課で取扱ふ事業金融内容左の通り
 イ、會社其他法人に對する事業金融通帳交付
 ロ、個人事業者に對する定期給與支給に關する證明
 ハ、法人團體に於ける人員異動に關する證明
 ニ、事業場の建築費及施設に要する費用の證明
 ホ、新規事業に對する事業資金査定事項
 ヘ、其他一般金融相談事項
 四、十月一日から淺野圖書館が比治山山陽文庫で再發足
 しました充分御利用下さい。

昭和二十一年傳染病患者發生(死亡)一覽表 保健課

病名	一月至八月	九月	中	累計
コレラ	(1)	4	1	(1)
赤痢	(6)	3	4	(10)
疫痢	(3)	1	1	(4)
腸チフス	(9)	5	1	(14)
傷寒	(3)	1	5	(9)
癩疹	(9)	1	5	(14)
癩疹チフス	(1)	1	1	(3)
猩紅熱	(3)	1	1	(3)
チフス熱	(3)	1	1	(3)
マラリア	(35)	10	5	(45)
計	三三七	五五	三九	三九二

註(一)内数字は死亡を示す

給水課

水道の漏水に就て
 戰禍一ケ年を経過しました、皆様御家庭の水は出具合如何でせう、よく出る地域も出ない地域もありません、本市は目下戰災前と同様の送水をして居ります、人口は戰災死された方で激減して居りますので出ない地域のあるのは何故でせう、それは本市の全地域に漏水があるからです。

本市は終戦と同時に全力を擧げて之が漏水修理に努めて來ました、それにも拘らず漏水止めの効果が現れませんが、水都廣島のお互が水のため文化生活を享受出来ないのは誠に残念です、又萬一火災でも發生すれば恐るべきものが、あり此點甚だ憂慮にたへない次第です、殊に最近進駐軍より漏水防止に付いての要求がありました、本市の名譽にかけても速かに防水止めをしないでばなりません。此際皆様の愛市の御心に訴へて御協力を御願ひし徹底的完遂をしたいと思います、方法としてはお自宅の或は最寄個所の汎ゆる漏水場所を御報知願ひます、係員を派遣して直に修理を行ひます、何卒皆様の積極的御協力を切望して止みません、諺に塵も積れば山となり水滴も溜れば大河になるとあります、一分間に水滴一〇〇の量も一晝夜では二斗になります、經二分の棒状で漏水する量は一晝夜で五石の多量となるのであります、皆様一刻も速やかに漏水をお知らせ下さい、それから此際重ねて御注意申上ますことは水栓の漏水修理に對し市では無料で取扱ひますのに悪徳行爲を敢へてする輩が横行して莫大の費用を要求致して居ります、本市復興途上に於きまして甚だ遺憾に存じます、水道工事を成された場合の御参考迄に本市の取扱ひ方法を申上げますと次の通りで御座います。

一、市から工員が参りました場合費用は現場では絶対戴きません。必ず後日納額通知書をお届けしてお納め願ふ様致します。

二、撰定した業者が参りました場合費用は直接御相談申すことに致します此場合は必ず本市發行の證明書を提示致します。

市は目下戦災前と同様の送水をして居ります。人口は戦災死された方で激減していませんのに出ない地域のあるのは何故でせう。それは本市の全地域に漏水があるからです。

の願ふ様致します。
二、撰定した業者が参りました場合費用は直接御相談申すことに致します。此場合は必ず本市発行の證明書を提示致します。

廣島市報

復活第九號

昭和二十一年十一月二十日
毎月一回二十日發行

條 令

廣島市條令第一號

廣島市稅條例中改正條例について

廣島市會の議決を経て昭和十五年十月三十一日廣島市條例第六號廣島市稅條例中次のやうに改正する

昭和二十一年十月二十一日

廣島市長 木原七郎

記

第四條別表中地租附加稅家屋稅附加稅及營業稅附加稅の賦課率「本稅の百分の二百六十」を「本稅の百分の三百二十」に段別稅附加稅の賦課率「本稅の百分の二百六十」を「本稅の百分の百三十」に改める

附 則

本條例は昭和二十一年度分から之を適用する。但家屋稅附加稅の賦課率「本稅の百分の三百六十」とあるのは昭和二十一年度に限り「本稅の百分の四百四十五」と讀み替へるものとする

告 示

廣島市告示第九一號

選舉管理委員及同補充員當選の件

廣島市會議員選舉管理委員會委員及同補充員として左の者が當選した

昭和二十一年十月二十一日

廣島市長 木原七郎

記

選舉管理委員

同	中 原 英 一
同	平 井 憲 太 郎
同	佐 々 木 強 平
同	服 部 徳
同	同 補 充 員
同	第 一 位 平 田 松 五 郎
同	第 二 位 旭 爪 修 一
同	第 三 位 服 部 寛 允
同	第 四 位 川 野 義 諦

廣島市告示第九二號

市會議員有權者數の五十分の一及三分の一の數
市會議員の選舉權を有する者の總數の五十分の一及三分

の一の数は次の通りである
 右市制第八十七條ノ二第五項第九十六條ノ二第八項第百六十二條第三項及第百六十五條第五項により告示する
 昭和二十一年十月二十五日
 廣島市長 木原七郎

記

- 一、五十分の一の数 五〇六名
- 一、三分の一の数 八、四二七名
- (備考) 選挙人名簿登録人員 二五、二七九名

廣島市告示甲第九五號

移轉獎勵金並記念品料交付の件について

廣島市人員疎開に依る疎開者に對し移轉獎勵金並に記念品料を、建物疎開者に對しては記念品料を別紙要領に依り交付致します

昭和二十一年十月二十八日

廣島市長 木原七郎

記

- 一、移轉獎勵金 一世帯五人以上 參百圓
 一世帯四人以下 貳百圓
- 一、記念品料 一世帯 貳拾圓
- 一、交付期間 自昭和二十一年十月十五日
 至同 二十二年三月三十一日

町内會長異動

町内會	新	舊
天滿聯合町内會	副會長 吉川 益三 二一、一〇、一	副會長 藤川 達郎
西天滿町	同 池田 殿五 同	同 永井 一夫
比治山聯合町内會	副會長 中村美世治 二一、一〇、二〇	副會長 藤川 達郎
吉島南町	同 木村 米一 二一、一〇、三〇	副會長 櫻井 明
副會長	河邊 湛然 二一、一一、一	
副會長	伊東 正一 同	

達

達甲第十五號
 昭和十七年三月達甲第五號臨時水道擴張部職員勤務手當支給規程は之を廢止する
 附 則
 本則は昭和二十一年六月一日より之を適用する
 昭和二十一年十一月十四日
 廣島市長 木原七郎

辭令

民生課次席兼務 (十月十八日) 主專補 竹内 多一
 民生課町政課長 (十月二十一日) 同 大崎 正幸
 職員課厚生係長 () 同 熊野 寛治
 復興局長事務取扱 () 同 助 濱井 信三

雜

傳染病患者發生死亡一覽表

保健課

病名	自一月至九月	十月	中	累計
コレラ	1	0	1	2
赤痢	10	0	1	11
腸チフス	4	0	0	4
傷寒チフス	14	1	3	18
バチチフス	3	0	0	3
癩疹チフス	1	0	0	1
癩疹チフス	9	0	0	9
チフス熱	1	0	0	1
チフス熱	3	0	0	3
チフス熱	1	0	0	1
チフス熱	1	0	0	1
チフス熱	1	0	0	1
計	(45) 三九二	(3) 四一	(48) 四三三	

註 () 内数字は死亡を示す

改正憲法公布記念の歌募集

民生課

改正憲法公布を記念して左の要領により歌を募集する
 一般の多數應募を望む

内容 改正憲法公布を期し精神の普及並に徹底を圖る

内容を充分盛つたもので何人でも分り易く歌ひ易く郷土色豊かなもので一人一作のこと又曲目は従來愛唱されしとして名調子のもを應募者により選定のこと

締切期日 十一月三十日 曲目住所氏名明記のこと

原稿送付先 民生課改正憲法公布記念の歌係

賞金 壹等 參百圓 一名
 貳等 壹百圓 二名
 參等 五拾圓 四名
 發表 十二月中旬新聞市報放送發表演奏會等による

改正憲法公布記念ポスター展

改正憲法公布記念事業として左記要領によりポスター展を開催する 一般の多數應募を望む

内容 改正憲法公布を期し精神の普及並に徹底を圖る内容を充分盛つたもの

締切期日 作品搬入は十二月十日迄廣島市新天地アテナム協會事務所へ

期 自十二月十三日至十二月十一日 八日間

場 縣廳前 市役所前 夕刊ひろしま新聞社前に於て街頭展

賞 縣知事賞 市長賞 廣島アテナム協會賞

審査員 廣島美術協會 福井芳郎外五名 但し一般投票による

改正憲法公布記念繪畫展

改正憲法公布記念事業として左記要領により繪畫展を開催する 一般の多數應募を望む

内容 ポスター展と同様

締切期日 作品搬入は十一月二十九日迄に民生課へ

期 但し搬入手数料一〇圓

場 自十二月一日至十二月七日 一週間

賞 縣知事賞 市長賞 廣島アテナム協會賞

審査員 廣島美術協會 福井芳郎外數名 但し一般投票による

寶券の消化について
救國貯蓄運動の一翼として生産増強資金並に戦災復興資金を賄ふため日本勤業銀行發行の第一回「寶券」の消化運動を各町内會長青年聯盟の協力により左記の通り實施する。此の寶券は一枚百圓で十ヶ月間、七回抽籤があり隔月獎金抽籤景品抽籤及び満期獎金抽籤共に重複當籤も認められる。

- 一、本月二十五日迄民生課に於て購入申込取扱中
- 一、各町内會職域に於ては右期日までに購入數の取纏めを依頼する
- 一、本月末迄現物を現金引換へに送附する

恩給受給權調査について 總務課
標記について縣から左記の通り通牒があつたから該當者は届洩れのないやうにされた

- 一、受給權調査 二年に一度づゝ調査す
- 二、書類を提出すべき人 廣島縣知事發行の證書を所持せる者で普通恩給、増加恩給、傷病手當扶助料を受け居る者
- 三、提出すべき書類

- (イ) 恩給受給權調査票(様式末尾) 用紙は半紙半切とす
- (ロ) 犯罪の有無に關する市町村長の身分證明書
- (ハ) 提出すべき月又は其の前月作製したもの
- (ニ) 普通恩給増加恩給又は傷病手當の受給者は戸籍抄本又は戸籍記載事項證明書、扶助料受給者は戸籍謄本

尚ほ不具廢疾にして生活資料を得るの途なく且之を扶養する者なき事を條件とする扶助料受給者は右の外條件の繼續の有無に關する居住地の市區町村長の證明書以上の書類を(イ)(ロ)の順に重ね綴りて提出のこと

- 四、提出すべき年月
- 1. 恩給を受くる本人は昭和の奇數年に於ける十月中
- 2. 扶助料を受くる遺族は昭和の偶數年に於ける四月中
- 3. 昭和二十一年度に限り上の該當者は十一月中に提出のこと
- 4. 此時期が證書の日附の翌月から數へて昭和二十一年十月末日迄に十二月以内の場合書類の提出を要せず

(昭和二十一年二月一日附の勅令により恩給改定を受けた者は舊證書の日附から起算する

- 五、書類の送り先
- 1. 文官受給者は廣島縣内務部人事課宛
- 2. 教育職員受給者は廣島縣教育民生部學校教育課宛
- 3. 警察監獄職員受給者は廣島縣警察部警務課宛
- 六、書類を提出しない結果

調査期日の次の支給期から恩給の支給を差止む

様式(半紙半切)

恩給受給權調査票	普通恩給増加恩給傷病年金扶助料
恩給證書記號	第 號
恩給證書番號	第 號
受恩給者現住所	縣 市 郡 町 番地
受給權調査期日	昭和 年 月 日

(ハ) 提出すべき月次報告書
 普通恩給増加恩給又は傷病手當の受給者は戸籍抄本
 又は戸籍記載事項證明書、扶助料受給者は戸籍謄本

一、受給權調査期日 昭和 年 月 日

廣島市報

復 活
 第十號

每 月 一 回
 十 日 發 行

發行所

廣 島 市

國 泰 寺 町 三 九

番 番 番 番 番

電 話

二二二二
 八八八八
 〇〇〇〇
 五四三二
 番番番番

年 頭 の 辭

廣島市長 木原七郎

こゝに終戦後第二回目の新春を迎へ本紙を通じて恒例の賀詞を申し上げ
 ますと共に、過去一ヶ年間親愛なる市民諸君が廢墟と化したデルタの上
 に、突然起つて忍び難きを忍び耐え難きに耐え新日本の建設に郷土復興のため
 に一途邁進せられましたことに對し滿腔の敬意と謝意を表するものであり
 ます。

思へば昭和二十一年は實に多事多端の年でありました、悲觀的回顧はさ
 ておき、國民は日に月に深刻化するインフレの波浪を押し切り、幾度か叫
 ばれた食糧危機を突破し其間には婦選を加へたる劃期的な衆議院議員の總
 選挙に臨み更に菊花薫る明治の佳節には民主、平和を根本理念とせる改正
 憲法公布の喜びを迎へたのであります。

今日日本は古いほころびたる衣を一枚々脱ぎすて新しい衣替へをなしつ
 あります、我々が直接密接に關係をもつ地方自治制度も改正憲法の精神
 へのつとり近づく根本的改正が行はれやうとしてをります、これからの我々
 の責任と使命は重大であります、新しい革袋には新しい酒を盛らなければ
 なりません、乏しい乍らも配給の房蘇に腹中の封建思想や保守軍閥の殘滓
 を洗い流して改正憲法の志向する新しい國家の一員として恥しからぬ文化
 の香り高い教養情操を身につけ國際社會に晴れて活動出来る日に備へねば
 なりません、特に原子爆弾により一躍世界の都市となつた廣島の吾々市民
 こそそのバイオニアとして最も高き理想とほこりをもつて努力すべきであ
 ると信じます。

國家的には平和會議、賠償の決定等により將來の見通しもつく反面、イ
 ンフレの路上生産の減退等による經濟三月危機説もとなえ新しい年もいは
 らぬ途でありますやう。

地方的には原子の威力により有史未會有の慘害をからむり世界注視の焦
 點となつて復興をはかるべき廣島だけに苦難の度もはげしく諸君の御苦勞
 も察して餘りあるものがありますが市民の一人々々が自らの力を最大限に
 發揮することにより道は自ら拓けることを信じて疑ひません。
 自ら治める精神に則り郷土復興大にしては民主的平和日本建設と云ふ一
 大金字塔を樹立すべく市民諸君の一層の御奮闘を熱望してやみません。

條 例

廣島市條例第二號

廣島市會の議決を經廣島縣知事の許可を得て昭和五年三月條例第一號廣島
 市各職費費用辨償條例の一部を次のやうに改正する
 昭和二十一年十二月十五日
 廣島市長 木 原 七 郎

廣島市費用辨償條例

標題を「廣島市費用辨償條例」に改める
 第一條の中に「各職費」とあるのを「市會議員、市參事會員、各種委員
 各種選挙ニ於ケル選挙長、開票管理者、投票管理者、選挙立會人、開票立
 會人及投票立會人」に改める
 第二條の中を次のやうに改める

市會議員	年額	二千四百圓
市參事會長	年額	千二百圓
市會議長	年額	六百圓
市參事會員	年額	六百圓
市會議員選挙管理委員	年額	二千四百圓
市參事會員	年額	六百圓
市會議員選挙管理委員	年額	六百圓
市參事會員	年額	六百圓
市會議員選挙立會人及投票立會人	年額	六百圓

第三條の中に「市會議員選挙ニ於ケル選挙立會人及投票立會人」とあるの

を「各種選挙ニ於ケル選挙長、開票管理者、投票管理者、選挙立会人、開票立会人及投票立会人」に改める
第四條 年額ハ十二分シ當月分ヲ其ノ翌月上旬ニ支給ス、但シ自己ノ故障ニ依リ其ノ月間全ク出務セザル者ハ其ノ月分ハ之ヲ支給セズ
日額ハ其ノ出務ノ日數ニ應ジ之ヲ支給ス
第六條及第七條の中に「名譽職員」とあるのを「市會議員、市参事會員及各種委員」に改める

附 則

本條例ハ公布ノ日より施行ス、但シ第二條第一號乃至第四號及第六號ノ年額ニ在リテハ昭和二十一年四月ヨリ第五號ノ第五號ノ年額ニ在リテハ昭和二十一年十月ヨリ之ヲ支給ス

廣島市條例第三號

廣島市會の議決を経て昭和二十年三月廣島市條例第五號收入金督促手数料徴收條例の一部を次のやうに改正する
昭和二十一年十一月二十五日

廣島市長 木 原 七 郎

廣島市收入金督促手数料徴收條例

第二條の中に「金參拾錢」とあるのを「金壹圓」に改める

廣島市長 木 原 七 郎

この條例は公布の日からこれを施行する

廣島市條例第四號

廣島市會の議決を経て大正八年三月廣島市條例第二號廣島市證明及閱覽手数料條例の一部を次のやうに改正する
昭和二十一年十一月二十五日

廣島市長 木 原 七 郎

廣島市證明及閱覽手数料條例

第一條の中に「參拾錢」とあるのを「壹圓」に改め「拾五錢」とあるのを「五拾錢」に改める
第三條の中に「參拾錢」とあるのを「壹圓」に改める

この條例は公布の日からこれを施行する

廣島市條例第五號

廣島市會の議決を経て昭和十五年十月廣島市條例第七號廣島市鑑札手数料條例の一部を次のやうに改正する
昭和二十一年十一月二十五日

廣島市長 木 原 七 郎

廣島市鑑札手数料條例

第二條第項の中に「五拾錢」とあるのを「參圓」に第二項の中に「參拾錢」とあるのを「貳圓」に改める

附 則

この條例は公布の日からこれを施行する

廣島市條例第六號

廣島市會の議決を経て昭和十三年二月廣島市條例第三號廣島市火葬場使用條例の一部を次のやうに改正する
昭和二十一年十一月二十一日

廣島市長 木 原 七 郎

廣島市火葬場使用條例

第三條第一號を次のやうに改める

- (一) 火葬場 一死体 百圓以内
- (二) 齋 場 一回 拾五圓以内
- (三) 當座法事堂 一回 拾五圓以内

附 則

この條例は公布の日からこれを施行する

廣島市條例第七號

廣島市會の議決を経て大正七年八月廣島市條例第四號廣島市水道使用條例の一部を次のやうに改正する
昭和二十一年十一月二十一日

廣島市長 木 原 七 郎

廣島市水道使用條例

第六條の中に「拾貳圓」とあるのを「貳拾圓」に改める
第三十三條第一號の中に「壹圓」とあるのを「五圓」に改め「貳拾錢」とあるのを「五拾錢」に改め「八拾錢」とあるのを「四圓」に改め(四)の中に「參拾錢」とあるのを「壹圓」に改め「貳拾錢」とあるのを「五拾

錢」に改め(五)の中に「六拾錢」とあるのを「貳圓五拾錢」に改め同條第三號(六)の中に「壹圓」とあるのを「五圓」に改め「拾錢」とあるのを「四拾錢」に改め「八錢」とあるのを「參拾錢」に改め「六錢」とあるのを「貳拾錢」に改め(四)の中に「六圓」とあるのを「拾五圓」に改め「六錢」とあるのを「拾五錢」に改め(六)の中に「貳拾錢」とあるのを「五拾錢」とあるのを「壹圓」に改め(四)の中に「參圓」に改め(五)を削り同條第四號の中に「壹圓五拾錢」とあるのを「五圓」に改める
第三十五條の中に「二期」とあるのを「四期」に改め
第一期(自四月一日至九月三十日)
第二期(自十月一日至三月三十一日)とあるのを
第一期(自四月一日至六月三十日)
第二期(自七月一日至九月三十日)
第三期(自十月一日至十二月三十一日)
第四期(自一月一日至三月三十一日)に改める
第三十六條の中に「櫻炊」とあるのを「世帯」に改める
第四十條の中に「拾圓」とあるのを「參拾五圓」に改める

附 則

第四十四條「本條例は昭和二十年より之を施行す」とあるのを「この條例は昭和二十一年十月より之を適用する但し公布前の納付手数料についてはこれを増減しない」に改める
第三十七條は削除する

廣島市條例第八號

廣島市會の議決を経て昭和四年八月廣島市條例第六號廣島市診療所使用料及手数料條例の一部を次のやうに改正する
昭和二十一年十二月一日

廣島市長 木 原 七 郎

廣島市診療所使用料及手数料條例

第二條第一號の中に「拾錢」とあるのを「壹圓」に改め「壹圓」とあるのを「五圓」に改め「五拾錢」とあるのを「拾圓」に改めその次に「葉價一日金五拾錢以上」を加へ第二號の中診料「參拾錢」とあるのを「壹圓以上」に改め説明書料「五拾錢」とあるのを「壹圓以上」に改め検査書料「參拾錢」とあるのを「貳圓以上」に改める

廣島市條例第九號

廣島市會の議決を経て廣島縣知事の許可を得て廣島市吏員給料條例を次の様に定める
昭和二十一年十二月十五日

廣島市長 木 原 七 郎

廣島市吏員給料條例

第一條 吏員の給料は月俸としその額は別表(一)及び(二)による、但し特別の事由がある者については當分の別表によらないことが出来る
第二條 月俸は當月分を毎月二十一日に支給する、但し災害その他特別の事情がある場合はその後の三ヶ月分以内を前渡支給することが出来る
新任、増俸、退職若しくは死亡した者の給料又は緊急事選等が生じた場合は前項の期日にかはらずこれを支給する
第三條 新任者當月分の給料は發令の日より日割を以てこれを支給する但し法令その他に特別の定めのあるものはこの限りでない
第四條 退職者の給料は當月分を支給する、但し左記各號のに該當する事由によつてその職を免ぜられた者に對してはその當日迄日割を以てこれを支給する
一、傷疾疾病を除き私事のため引続き三十日以上執務しなかつたとき
二、市吏員の体面を汚し又は信用を失ふ行為があつたとき
三、職務に違背しその他不都合な行為があつたとき
四、市制第七十條により懲戒処分を受けたとき
第五條 在職中死亡した者の給料は當月分をその遺族に支給する前項の遺族及びその順位は廣島市有給吏員退職料、退職給與金、遺族扶助料及び死亡給與金條例の例による
第六條 増俸、減俸は發令の日から日割を以てこれを支給する
第七條 病氣欠勤九十日を超へる者又は私事のため欠勤三十日を超へる者の給料はその十分の五に相當する額を減する、但し公務に因る傷疾疾病のため又は風患のため欠勤はこの限りではない
第八條 前條に該當する者退職若しくは死亡の場合のこの條例第四條及び第五條の適用については前條によつて支給を受ける給料額を減額とする

第四條の別表を別記のやうに改める
 第七條 附 除
 第九條中「市民税ハ」の次に「左ニ掲グル均等割ヲ課スルノ外」を加ヘ「ヲ課税標準トシテ」を「及ビ綜合所得税ヲ納ムル者ニ對シテハ其ノ前年度分綜合所得税額ヲ課税標準トシ 算出シタル金額ヲ加算シ」に改メ「之を賦課ス」の次に
 「均等割額
 金十五
 金百圓」を加ヘる
 第十四條」とあるのを「第十一條」に改メ同條第一項の次に左の一項を加ヘる
 「前項又は第九條ノ規程ニ依リ合算スベキ貨貨價額五拾圓以下ナルトキハ貨貨價額ハ之ヲ合算セズ一律ニ稅額拾五圓ヲ加算ス」
 「第九條」にあるのを「第十二條」に改める
 第十一條 附 除
 第十三條 貨貨價額ハ左ノ各級ニ區分シ逐次ニ各稅率ヲ適用シテ加算稅額ヲ算出ス但シ貨貨價額五拾圓以下ノ金額ニ對シテハ定額トス
 貨貨 價格 附 除
 五拾圓以下ノ金額 定額拾五圓
 五拾圓ヲ超ユル金額 百分ノ二十
 百圓ヲ超ユル金額 百分ノ二十五
 三百圓ヲ超ユル金額 百分ノ三十
 六百圓ヲ超ユル金額 百分ノ三十五
 千圓ヲ超ユル金額 百分ノ四十
 二千圓ヲ超ユル金額 百分ノ四十五
 「第十三條」とあるのを「第十四條」に改メ「市民稅納稅義務者ニシテ」を削リ「對シテハ」とあるのを「對スル加算稅額ハ」に改メ「第十一條ノ規定ニ依リ算出シタル稅額ニ荷」及び「算出シタル金額ヲ加算シテ」を削リ「賦課ス」とあるのを「算出ス」に「第十一條第十二條第十三條第十四條第十五條」とあるのを「第九條第十一條第十三條」に「ノ九割五分ヲ其ノ年度ノ」とあるのを「ヲ」に改メ「少數」の次に「第三位ニ

止メ」を加ヘる
 第十五條第九條第十一條第十三條第十四條及ビ第十六條ノ規定ニ依リ算出シタル市民稅ノ合計稅額ガ個人ニシテ二千圓ヲ超ユルトキハ二千圓ニ法人ニシテ二萬圓ヲ超ユルトキハ二萬圓ニ止ム
 第十六條 「水上生活者」間借下宿及ビ寄宿ノ者ニ在リテハ」以下を「均等割額ノミヲ賦課ス但シ綜合所得税ヲ納ムル者ニ付テハ此ノ限りニ在ラズ」に改める
 第二十二條 第一項第三號を「所得稅法施行規則第一條ニ掲グル公共團體私立ノ幼稚園、國民學校令ニ依リ認定學校、中學校、高等女學校、實業學校、專門學校其ノ他文部大臣ノ認可ヲ受ケタル私立學校又ハ私立ノ圖書館、産業組合、市街地信用組合、商工組合、工業組合、商業組合、貿易組合、協業組合、又ハ之等ノ聯合會、農業團體法ニ依ル農業團體、水産業團體法ニ依ル水産業團體、恩給金庫、庶民金庫、國民更正金庫、農林組合中央金庫、商工組合中央金庫、産業設備團體、住宅營團、貸家組合、民法第三十四條ノ依リ設立シタル法人、日本醫藥團、社會事業法ニ依リ社會事業經營者、生活保護法ニ依リ保護施設ノ設置者、核燃料法ニ依リ豫防施設ノ設置者、青少年保護法ニ依リ少年教養院及ビ司法保護事業法ニ依リ司法保護事業經營者ノ所有シ且シ使用スル普通自動車、特殊自動車、荷積車、荷積小車及ビ金庫、但シ車ハ各一輛、金庫ハ一個ニ限ル」に改める
 第四十四條中「金多拾錢」とあるのを「金壹圓」に改める
 第四十八條第一項第三號を「個人ニ對スル市民稅ノ賦課額五百圓ヲ超ユルトキ」に改メ同條に次の一項を加ヘる「第一項第三號ニ依リ納稅延期ハ賦課額ノ二分ノ一以內ニ限ルモノトス」
 第五十一條中「貳拾圓」とあるのを「貳百圓」に改める
 附 則
 この條例は昭和二十一年度分カ此れを適用する但シ督促手数料に關する改正規定は本條例公布の日からこれを施行する
 昭和二十一年度分に限リ第九條中「其ノ前年度分」とあるのは「昭和二十一年度分」と讀み替へるものとす
 昭和二十一年度分に限リ別表の市民稅欄中「四月一日」とあるのは「十月一日」に「六月三十日」とあるのは「二月二十八日」と讀み替へるものとす

廣島市條例第十三號
 廣島市會の議決を経廣島縣知事の許可を得て廣島市縣市民稅條例を次のやうに定める
 昭和二十一年十二月一日
 廣島市長 木 原 七 郎

廣島市縣市民稅條例
 第一條 縣市民稅の賦課徵收に付ては法令及び廣島縣市民稅賦課徵收條例に規定するもの外はこの條例の定めるところによる
 第二條 縣市民稅の各納稅義務者に對する賦課額は各納稅義務者の市民稅賦課額に縣市民稅配當總額の百分の百乃至百分の百五以內に於て市長の定めたる額を市民稅賦課總額を以て除して得た數（少數第二位に止め第三位は四捨五入する）を乘じて算定する
 第三條 前條の規定に依り算出した賦課額が廣島縣市民稅賦課徵收條例に規定する最高賦課額の限度を越え又は最低賦課額の限度に満たないものについては各其の限度額まで引下又は引上げるものとしその超過額又は未滿額は本項の規定に該當しない他の納稅義務者の賦課額貳拾圓毎に一點として計算した點數に按分して其の納稅義務者の賦課額を増し又は減するものとする
 前項の規定により算定した賦課額が前項の限度額を越え又は限度額に満たないものを生じた場合はその事實の生じなくなるまで前項の例により賦課額を増減するものとする
 第一項の規定により算定した超過總額又は未滿の總額が前條の規定により算定した縣市民稅總額の百分の二以内のときは他の納稅義務者の賦課額は之を増減しないが當該納稅義務者の賦課額を限度額まで引下げ又は引上げるものとする
 第四條 廣島縣縣市民稅賦課徵收條例第十四條により市長に於て縣市民稅の徵收を猶豫した場合その納期限は別に市長がこれを定める
 第五條 縣市民稅の納期限は廣島縣縣市民稅賦課徵收條例第十三條の規定に拘らず六月三十日とする
 附 則
 この條例は昭和二十一年度分からこれを適用する
 昭和二十一年度分に限リ第五條中「六月三十日」とあるのは「二月二十八日」と讀み替へるものとす

廣島市條例第十四號
 廣島市會の議決を経縣知事の許可を得て廣島市會定例條例を次のやうに定める
 昭和二十一年十二月十七日
 廣島市長 木 原 七 郎

廣島市會定例條例
 廣島市會の定例會は左の各月にこれを開會する
 二月 四月 六月 八月 十月 十二月
 前項二月の定例會は三月に繰下げて開會することとする
 附 則
 この條例は公布の日からこれを施行する
 廣島市條例第十五號
 廣島市會の議決を経廣島縣知事の許可を得て廣島市共濟組合條例の一部を次のやうに改正する
 昭和二十一年十二月十五日
 廣島市長 木 原 七 郎
 第五條の中に「百分ノ〇五乃至百分ノ一」とあるのを「千分ノ一乃至千分ノ二」に改める
 第十條 本條例は廣島市會、廣島市參事會及廣島市會議員選舉管理委員會ノ職員ニ之ヲ適用ス
 附 則
 この條例は公布の日からこれを施行する、但し第十條の規定は昭和二十一年十月五日からこれを適用する
 規則第三五號
 廣島市役所事務分掌規則改正
 昭和十七年十一月規則第二十三號廣島市役所事務分掌規則中次の通り改める
 昭和二十一年十一月二十九日

廣島市長 木原七郎

第一條中公民課の「町籍簿係」を削る

第二條 公民課の分掌事務の中「一、町籍簿に關する事項」を削り同條民生課の分掌事務の末尾に加へる

規則第三六號

臨時廣島市會計事務取扱規則を左の通り定る

昭和二十一年十二月十一日

廣島市長 木原七郎

臨時廣島市會計事務取扱規則

大正二年三月豫甲第四號廣島市會計事務取扱規則第二十條第一項の規定に係らず前易公共事業に關する資金前渡額は左は制限に依るものとする

第七號の經費 一回 五萬圓以内

附則

この規則は公布の日から之を施行する

この規則は簡易公共事業終了と同時に廢止す

規則第三七號

昭和二十一年一月廣島市復興局事務分掌規則の一部を次のやうに改正する

昭和二十一年十二月十三日

廣島市長 木原七郎

第一條の中に「左ノ室、科及課係」とあるのを「左ノ課係及復興相談所」に改め「局長室、企畫科、文化科、經濟科、交通科、保健科」とあるのを削り下水課の次に「復興相談所」を加へる

第二條の中に「科及課」とあるのを「課及復興相談所」に改め局長室各科及び其の分掌事務を削り經理課の分掌事務第二號の次に

「一、復興審議會ニ關スル事項

「一、各課及相談所ノ業務連絡ニ關スル事項」を加へ、

下水課の次に

「復興相談所

「一、復興計程ニ關スル相談

「一、住宅其ノ他建築ニ關スル相談

「一、借地借家ニ關スル相談

第一條中「公民課、庶務係選舉係」を削る

第二條中「公民課」及び其の分掌事務を削る

學務課の分掌事務中

「一、青少年團體ニ關スル事項」を削る

民生課の分掌の末尾に

「一、青年團體ニ關スル事項」を加へる

附則

本規則は公布の日から之を施行する

廣島市告示第一〇二號

昭和二十一年十一月一日戰災復興院告示第二百四十三號で決定した廣島特別都市計畫事業東部復興土地區劃整理は廣島市長が施行する

その施行區域は次の通りである

昭和二十一年十一月十五日

廣島市長 木原七郎

- 一、區域
- 牛田町ノ一部、二葉ノ里ノ一部、大須賀町、松原町ノ一部、猿猴橋町、荒神町、東宮屋町ノ一部、西蟹屋町、愛宕町、若草町ノ一部、尾長町ノ一部、菟屋町、京橋町、的場町、比治山町、稻荷町、土手町、松川町、金屋町、橋本町、段原大畑町、段原新町ノ一部、桐木町、段原町、比治山本町、皆賀町一丁目、皆賀町二丁目ノ一部、出汐町ノ一部、旭町ノ一部、白鳥北町、西宮西中町、西白鳥町、白鳥中町、白鳥東中町、白鳥九軒町、東白鳥町、土柳町、横町、上流川町、鏡砲町、八丁堀、石見屋町、下柳町、山口町、銀山町、平塚町、彌生町、東胡町、胡町、針屋町、下流川町、別川町、紫研堀、三川町、基町、研屋町、立町、平田屋町、掃磨屋町、鐵砲屋町、新川場町、中町、小町、下中町、袋町、草屋町、紙屋町、東魚屋町、西魚屋町、横町、楯屋町、尾道町、猿樂町、細工町、島屋町、大手町一丁目、大手町二丁目、大手町三丁目、大手町四丁目、大手町五丁目、大手町六丁目、大手町七丁目、大手町八丁目、大手町九丁目、東千田町、南千田町、千田町一丁目、千田町二丁目、千田町三丁目

一、金融ニ關スル相談

一、市民ノ復興對策意見ニ關スル事項

一、其ノ他復興ニ關スル相談

第三條の中に「科ニ主登」とあるのを削り第二項として

「復興相談所に所長及次席ヲ置ク」を加へる

第四條の中に「主登」とあるのを削り「課長」の次に「所長」を加へる

第五條の第三項として

「所長ニ事故アルトキハ次席、所長次席共ニ事故アルトキハ上席所員其ノ事務ヲ代理ス」を加へる

第六條の中に「科ニ於ケル事務分掌ハ局長之ヲ定ム」とあるのを削り「課長之ヲ定ム」とあるのを「課長之を定ム」に改め其の次に「復興相談所ニ於ケル所員ノ事務分掌ハ所長之ヲ定ム」を加へる

附則

この規則は公布の日からこれを施行する

規則第三八號

昭和二十一年一月規則第二號廣島市復興局事務分掌規則の一部を次のやうに改正する

昭和二十一年十二月十六日

廣島市長 木原七郎

第一條中「材料係」の下に「勞務係」を加へる

第二條中「一、材料品ノ申請ニ關スル事項」の次に

「一、公共事業勞務ニ關スル事項」を加へる

附則

本規則は公布の日からこれを施行する

規則第三九號

廣島市役所事務分掌規則中改正について

昭和十七年十一月規則第二十三號廣島市役所事務分掌規則中次の通り改め

昭和二十一年十二月十六日

廣島市長 木原七郎

目、昭和町、鶴見町、平野町、寶町、田中町、富士見町、國泰寺町、雜魚場町、南竹屋町、竹屋町、中島本町、材木町ノ一部、元柳町、天神町ノ一部

二、區域を表示する圖面は廣島市役所（土地課）に備付けて縦覽に供するやうに改正する

昭和二十一年十一月二十日

廣島市長 木原七郎

第十二條の中に「五拾錢」とあるのを「四圓」に改め「貳拾錢」とあるのを「壹圓」に改める

第二十條第一號の中に「參拾錢」とあるのを「六拾錢」に改め「五拾錢」とあるのを「貳圓」に改め「壹圓」とあるのを「參圓五拾錢」に改め「貳圓」とあるのを「六圓」に改め同條第二號の中に「五拾錢」とあるのを「壹圓五拾錢」に改め「壹圓」とあるのを「貳圓五拾錢」に改め「貳圓」とあるのを「四圓」とあるのを「拾圓」に改め同條第三號の中に「内徑三拾耗以下ノモノ一工事ニ付金五圓」とあるのを「内徑二十五耗以下のもの一工事に付金拾圓」に改め「八圓」とあるのを「貳拾圓」に改め「拾圓」とあるのを「貳拾五圓」に改める

第二十一條の中に「壹圓」とあるのを「參圓」に改め「參圓」とあるのを「九圓」に改め「五圓」とあるのを「拾五圓」に改め「拾圓」とあるのを「參拾圓」に改める

第二十二條の中に「壹圓五拾錢」とあるのを「五圓」に改め「五圓」とあるのを「拾五圓」に改め「拾圓」とあるのを「參拾五圓」に改める

附則

この規則は昭和二十一年十月一日より之を適用する

告示第一〇五號

本日市會の議決を經ました昭和二十一年度廣島市歳入出集算追加更正の要項は左の通りであります

但し本集算は即日之を施行す

昭和二十一年十一月二十日

廣島市長 木原 七郎

昭和二十一年度廣島市歳入出豫算追加更正

一、市	國稅附加稅	金壹千六百拾壹萬五千五百六拾壹圓
二、縣稅附加稅	金百參萬六千五百參拾六圓	
三、獨立方稅	金貳拾七萬貳千貳百六拾七圓	
四、地方分與稅	金八百六拾九萬四千五百貳圓	
五、使用料及手数料	金貳百貳拾壹萬貳千四百四拾四圓	
六、手數料	金百九拾九萬四百貳拾貳圓	
七、國庫支出金	金貳百貳拾壹萬貳千貳拾貳圓	
八、交付金	金壹千貳百貳拾五萬九千九百九圓	
九、補助金	金八萬貳千四百參拾四圓	
十、繰入金	金參百參拾九萬四拾參圓	
十一、繰入金	金貳百七拾壹萬五拾貳圓	
十二、繰入金	金貳百七拾壹萬五拾貳圓	
十三、市債	金貳百七拾壹萬五拾貳圓	
一、市債	金參千八百八拾四萬圓	
二、市債	金參千八百八拾四萬圓	
三、市債	金參千八百八拾四萬圓	
四、市債	金參千八百八拾四萬圓	
五、市債	金參千八百八拾四萬圓	
六、市債	金參千八百八拾四萬圓	
七、市債	金參千八百八拾四萬圓	
八、市債	金參千八百八拾四萬圓	
九、市債	金參千八百八拾四萬圓	
十、市債	金參千八百八拾四萬圓	
十一、市債	金參千八百八拾四萬圓	
十二、市債	金參千八百八拾四萬圓	
十三、市債	金參千八百八拾四萬圓	
十四、市債	金參千八百八拾四萬圓	
十五、市債	金參千八百八拾四萬圓	
十六、市債	金參千八百八拾四萬圓	
十七、市債	金參千八百八拾四萬圓	
十八、市債	金參千八百八拾四萬圓	
十九、市債	金參千八百八拾四萬圓	
二十、市債	金參千八百八拾四萬圓	
二十一、市債	金參千八百八拾四萬圓	
二十二、市債	金參千八百八拾四萬圓	
二十三、市債	金參千八百八拾四萬圓	
二十四、市債	金參千八百八拾四萬圓	
二十五、市債	金參千八百八拾四萬圓	
二十六、市債	金參千八百八拾四萬圓	
二十七、市債	金參千八百八拾四萬圓	
二十八、市債	金參千八百八拾四萬圓	
二十九、市債	金參千八百八拾四萬圓	
三十、市債	金參千八百八拾四萬圓	
三十一、市債	金參千八百八拾四萬圓	
三十二、市債	金參千八百八拾四萬圓	
三十三、市債	金參千八百八拾四萬圓	
三十四、市債	金參千八百八拾四萬圓	
三十五、市債	金參千八百八拾四萬圓	
三十六、市債	金參千八百八拾四萬圓	
三十七、市債	金參千八百八拾四萬圓	
三十八、市債	金參千八百八拾四萬圓	
三十九、市債	金參千八百八拾四萬圓	
四十、市債	金參千八百八拾四萬圓	
四十一、市債	金參千八百八拾四萬圓	
四十二、市債	金參千八百八拾四萬圓	
四十三、市債	金參千八百八拾四萬圓	
四十四、市債	金參千八百八拾四萬圓	
四十五、市債	金參千八百八拾四萬圓	
四十六、市債	金參千八百八拾四萬圓	
四十七、市債	金參千八百八拾四萬圓	
四十八、市債	金參千八百八拾四萬圓	
四十九、市債	金參千八百八拾四萬圓	
五十、市債	金參千八百八拾四萬圓	

一、國民學校費	金六拾六萬壹千貳百七拾六圓
二、青年學校費	金貳萬九千五百拾九圓
三、中等學校費	金九拾七萬貳千四百八拾六圓
四、工業專門學校費	金貳拾六萬四千八百七拾九圓
五、圖書館費	金四萬貳千六百八拾五圓
六、教育諸費	金貳萬九千貳拾參圓
七、衛生費	金百四拾參萬六千八百八拾六圓
八、傳染病豫防費	金五萬五千參百拾六圓
九、小兒結核豫防費	金參萬貳千四拾貳圓
十、船入病院費	金拾九萬六千五百圓
十一、衛生試驗所費	金壹萬六千四拾五圓
十二、診療所費	金壹萬貳千八百八拾四圓
十三、下水掃除費	金拾四萬六千四百八拾七圓
十四、下水道費	金八萬八千六百六拾七圓
十五、塵芥蒐集費	金貳拾萬四千九百四拾五圓
十六、船舶檢査諸費	金六萬八千貳百六拾八圓
十七、屠宰場費	金五萬壹千七百六拾拾壹圓
十八、火葬場費	金參拾五萬七千七百拾四圓
十九、水道費	金九拾八萬參千七百拾四圓
二十、厚生費	金九拾八萬參千七百拾四圓
二十一、保健院費	金參百九拾參萬八千貳百四拾參圓
二十二、保健所費	金五萬貳千貳拾貳圓
二十三、保健指導諸費	金壹萬五千參百六拾七圓
二十四、住宅費	金八萬六拾五圓
二十五、住宅費	金八千參百八拾壹圓
二十六、住宅費	金壹萬九千九百貳拾四圓
二十七、住宅費	金參百七拾萬參千參百六拾八圓
二十八、住宅費	金七萬八千參百貳拾圓
二十九、住宅費	金貳萬六千六百六拾五圓
三十、住宅費	金五萬貳千五百拾五圓
三十一、住宅費	金拾壹萬參百四拾圓
三十二、住宅費	金七萬四千參百貳拾五圓
三十三、住宅費	金貳萬四千貳百五拾貳圓
三十四、住宅費	金壹萬參千七百六拾參圓
三十五、住宅費	金壹萬參千七百六拾參圓
三十六、住宅費	金壹萬參千七百六拾參圓
三十七、住宅費	金壹萬參千七百六拾參圓
三十八、住宅費	金壹萬參千七百六拾參圓
三十九、住宅費	金壹萬參千七百六拾參圓
四十、住宅費	金壹萬參千七百六拾參圓
四十一、住宅費	金壹萬參千七百六拾參圓
四十二、住宅費	金壹萬參千七百六拾參圓
四十三、住宅費	金壹萬參千七百六拾參圓
四十四、住宅費	金壹萬參千七百六拾參圓
四十五、住宅費	金壹萬參千七百六拾參圓
四十六、住宅費	金壹萬參千七百六拾參圓
四十七、住宅費	金壹萬參千七百六拾參圓
四十八、住宅費	金壹萬參千七百六拾參圓
四十九、住宅費	金壹萬參千七百六拾參圓
五十、住宅費	金壹萬參千七百六拾參圓

一、勸業費	金參萬參千五百貳拾七圓
二、家畜市場費	金七千六拾貳圓
三、灌溉所費	金壹萬五千拾六圓
四、工業指導所費	金九萬六千五百四拾壹圓
五、棧橋及荷揚場費	金壹萬四千六百拾參圓
六、警防費	金拾四萬貳千貳百六拾九圓
七、警防費	金拾四萬貳千貳百六拾九圓
八、地方振興費	金四拾貳萬四千九百六拾八圓
九、地方振興費	金四拾貳萬四千九百六拾八圓
十、諸費	金百拾六萬九千四百拾壹圓
十一、統計費	金八拾參萬貳千貳拾四圓
十二、統計費	金八拾參萬貳千貳拾四圓
十三、雜支金	金五拾壹萬壹圓
十四、雜支金	金五拾壹萬壹圓
十五、選舉費	金貳拾參萬壹千六百八拾九圓
十六、選舉費	金貳拾參萬壹千六百八拾九圓
十七、選舉費	金貳拾參萬壹千六百八拾九圓
十八、選舉費	金貳拾參萬壹千六百八拾九圓
十九、選舉費	金貳拾參萬壹千六百八拾九圓
二十、選舉費	金貳拾參萬壹千六百八拾九圓
二十一、選舉費	金貳拾參萬壹千六百八拾九圓
二十二、選舉費	金貳拾參萬壹千六百八拾九圓
二十三、選舉費	金貳拾參萬壹千六百八拾九圓
二十四、選舉費	金貳拾參萬壹千六百八拾九圓
二十五、選舉費	金貳拾參萬壹千六百八拾九圓
二十六、選舉費	金貳拾參萬壹千六百八拾九圓
二十七、選舉費	金貳拾參萬壹千六百八拾九圓
二十八、選舉費	金貳拾參萬壹千六百八拾九圓
二十九、選舉費	金貳拾參萬壹千六百八拾九圓
三十、選舉費	金貳拾參萬壹千六百八拾九圓
三十一、選舉費	金貳拾參萬壹千六百八拾九圓
三十二、選舉費	金貳拾參萬壹千六百八拾九圓
三十三、選舉費	金貳拾參萬壹千六百八拾九圓
三十四、選舉費	金貳拾參萬壹千六百八拾九圓
三十五、選舉費	金貳拾參萬壹千六百八拾九圓
三十六、選舉費	金貳拾參萬壹千六百八拾九圓
三十七、選舉費	金貳拾參萬壹千六百八拾九圓
三十八、選舉費	金貳拾參萬壹千六百八拾九圓
三十九、選舉費	金貳拾參萬壹千六百八拾九圓
四十、選舉費	金貳拾參萬壹千六百八拾九圓
四十一、選舉費	金貳拾參萬壹千六百八拾九圓
四十二、選舉費	金貳拾參萬壹千六百八拾九圓
四十三、選舉費	金貳拾參萬壹千六百八拾九圓
四十四、選舉費	金貳拾參萬壹千六百八拾九圓
四十五、選舉費	金貳拾參萬壹千六百八拾九圓
四十六、選舉費	金貳拾參萬壹千六百八拾九圓
四十七、選舉費	金貳拾參萬壹千六百八拾九圓
四十八、選舉費	金貳拾參萬壹千六百八拾九圓
四十九、選舉費	金貳拾參萬壹千六百八拾九圓
五十、選舉費	金貳拾參萬壹千六百八拾九圓

一、臨時給與	金五百貳拾五萬九百參拾五圓
二、臨時給與	金五百貳拾五萬九百參拾五圓
三、臨時給與	金五百貳拾五萬九百參拾五圓
四、臨時給與	金五百貳拾五萬九百參拾五圓
五、臨時給與	金五百貳拾五萬九百參拾五圓
六、臨時給與	金五百貳拾五萬九百參拾五圓
七、臨時給與	金五百貳拾五萬九百參拾五圓
八、臨時給與	金五百貳拾五萬九百參拾五圓
九、臨時給與	金五百貳拾五萬九百參拾五圓
十、臨時給與	金五百貳拾五萬九百參拾五圓
十一、臨時給與	金五百貳拾五萬九百參拾五圓
十二、臨時給與	金五百貳拾五萬九百參拾五圓
十三、臨時給與	金五百貳拾五萬九百參拾五圓
十四、臨時給與	金五百貳拾五萬九百參拾五圓
十五、臨時給與	金五百貳拾五萬九百參拾五圓
十六、臨時給與	金五百貳拾五萬九百參拾五圓
十七、臨時給與	金五百貳拾五萬九百參拾五圓
十八、臨時給與	金五百貳拾五萬九百參拾五圓
十九、臨時給與	金五百貳拾五萬九百參拾五圓
二十、臨時給與	金五百貳拾五萬九百參拾五圓
二十一、臨時給與	金五百貳拾五萬九百參拾五圓
二十二、臨時給與	金五百貳拾五萬九百參拾五圓
二十三、臨時給與	金五百貳拾五萬九百參拾五圓
二十四、臨時給與	金五百貳拾五萬九百參拾五圓
二十五、臨時給與	金五百貳拾五萬九百參拾五圓
二十六、臨時給與	金五百貳拾五萬九百參拾五圓
二十七、臨時給與	金五百貳拾五萬九百參拾五圓
二十八、臨時給與	金五百貳拾五萬九百參拾五圓
二十九、臨時給與	金五百貳拾五萬九百參拾五圓
三十、臨時給與	金五百貳拾五萬九百參拾五圓
三十一、臨時給與	金五百貳拾五萬九百參拾五圓
三十二、臨時給與	金五百貳拾五萬九百參拾五圓
三十三、臨時給與	金五百貳拾五萬九百參拾五圓
三十四、臨時給與	金五百貳拾五萬九百參拾五圓
三十五、臨時給與	金五百貳拾五萬九百參拾五圓
三十六、臨時給與	金五百貳拾五萬九百參拾五圓
三十七、臨時給與	金五百貳拾五萬九百參拾五圓
三十八、臨時給與	金五百貳拾五萬九百參拾五圓
三十九、臨時給與	金五百貳拾五萬九百參拾五圓
四十、臨時給與	金五百貳拾五萬九百參拾五圓
四十一、臨時給與	金五百貳拾五萬九百參拾五圓
四十二、臨時給與	金五百貳拾五萬九百參拾五圓
四十三、臨時給與	金五百貳拾五萬九百參拾五圓
四十四、臨時給與	金五百貳拾五萬九百參拾五圓
四十五、臨時給與	金五百貳拾五萬九百參拾五圓
四十六、臨時給與	金五百貳拾五萬九百參拾五圓
四十七、臨時給與	金五百貳拾五萬九百參拾五圓
四十八、臨時給與	金五百貳拾五萬九百參拾五圓
四十九、臨時給與	金五百貳拾五萬九百參拾五圓
五十、臨時給與	金五百貳拾五萬九百參拾五圓

一、事務費 金五萬貳千貳百六圓
 賤出合計 金貳百八拾萬七千貳百壹圓
 賤入出差引殘金ナシ

告示甲第一〇八號
 本日市會の議決を経ました昭和二十一年度廣島市賤入出豫算追加の要領は左の通りであります
 但し本豫算は即日之を施行す
 昭和二十一年十一月二十日
 廣島市長 木原 七郎

昭和一十二年度廣島市賤入出豫算追加

六、四庫支出金 歳入 金六百五拾貳萬五千貳百七拾壹圓
 二、補助金 金六百五拾貳萬五千貳百七拾壹圓
 七、縣支出金 金四拾壹萬八千六百圓
 二、補助金 金四拾壹萬八千六百圓
 十一、繰越金 金八萬貳千參百七拾五圓
 一、前年度繰越金 金八萬貳千參百七拾五圓
 十三、市債 金參百四拾八萬圓
 一、市債 金參百四拾八萬圓
 賤入合計 金壹千五拾萬六千貳百四拾六圓
 歳出臨時部 金貳百貳拾參萬貳千九百五拾壹圓
 一、土木費 金貳百貳拾參萬貳千九百五拾壹圓
 一、道路橋梁費 金貳百貳拾參萬貳千九百五拾壹圓
 三、衛生費 金五百四拾八萬貳百圓
 三、農地災害復舊費 金貳百四拾五萬八千參百五拾圓
 四、土地改良費 金參百貳萬壹千八百五拾圓
 十五、災害諸費 金壹百四萬九千四拾五圓
 一、水害諸費 金百四萬九千四拾五圓
 十八、失業救済事業費 金百七拾四萬四千五百圓
 一、失業救済事業費 金百七拾四萬四千五百圓
 臨時部計 金千五拾萬六千貳百四拾六圓
 賤出合計 金千五拾萬六千貳百四拾六圓
 賤入出差引殘金ナシ

廣島市告示甲第一〇九號
 昭和二十年五月廣島市告示甲第五十七號廣島市火葬場使用條例施行細則の一部を次のやうに改正する
 昭和二十一年十一月二十一日
 廣島市長 木原 七郎

第二條を左の通り改める

場式	齋	火		非	
		白蓮	水蓮	死	産
當座法	事室	十五歳以上	十五歳以上	十四歳未滿	十四歳未滿
		一死体	七〇圓	四〇圓	一五圓
同	間以一回二時	一五圓	一五圓	一五圓	一五圓
		一五圓	一五圓	一五圓	一五圓

本則は公布の日からこれを施行する

廣島市告示甲第一〇號

昭和一十二年十一月二十日
 廣島市長 木原 七郎
 十一月二十日の廣島市會に於て左記の者が廣島市參事會員に當選致しました

廣島市參事會員

同 吉井 靜吉
 同 佐々木 強平
 同 松川 源一
 同 村上 早苗
 同 小川 早苗
 同 田部 忠一
 同 海部 惠一郎

廣島市告示甲第一一三號
 大正十五年十一月告示甲第一一號廣島市立衛生試驗所手数料條例施行細則第一條及第二條を次のやうに改める
 昭和二十一年十二月一日

廣島市長 木原 七郎

第一條 廣島市立衛生試驗所手数料條例施行細則
 第一條 廣島市立衛生試驗所手数料條例第二條ノ規定ニ依リ手数料ヲ左ノ通り定ム

一、身体検査並衛生上ノ協議
 複雜ナル手数を要スル身体検査又ハ診察衛生上ノ協議金 五圓
 二、略 咳 検査 金 貳圓
 簡易ナル検査 (供試量一〇瓦以上) 金 貳圓
 複雜ナル検査 (供試量一〇瓦以上) 金 貳圓
 三、血液及血清検査
 ウィダー氏反應検査 (ワイル氏反應検査ヲ含ム) 金 拾圓
 微毒血清反應検査 (但シ探血ヲ要求スルモノニ在リテハ金貳圓ヲ加フ) 金 拾圓
 各種血球ノ計算検査 金 拾圓
 寄生蟲鏡検査 金 拾圓
 四、糞便検査 金 拾圓
 簡易ナル検査 (供試量二〇瓦以上) 金 拾圓
 複雜ナル検査 (供試量二〇瓦以上) 金 拾圓

五、細菌検査 顯微鏡的検査 金 參圓
 簡易ナル培養検査 金 五圓
 複雜ナル培養検査 金 拾圓
 簡易ナル動物試驗 金 拾圓
 複雜ナル動物試驗 金 拾圓
 六、組織學的検査 複雜ナル染色ヲ要スルモノ其ノ他類似ノモノ 金 拾圓
 簡易ナル検査 金 拾圓
 七、消毒藥 (殺菌、殺蟲、殺鼠劑等) 検査 金 拾圓
 簡易ナルモノ 金 拾圓
 複雜ナルモノ 金 拾圓
 八、尿 検査 簡易ナル検査 (成分) 金 拾圓
 複雜ナル検査 金 拾圓
 九、胃内容物検査 簡易ナル検査 (一成分ニ付) 金 拾圓
 複雜ナル検査 金 拾圓
 一〇、乳汁ノ検査 性状検査其ノ他類似ノモノ (供試量一〇〇瓦以上) 金 貳圓
 細菌數計算 金 五圓
 一、米雪及水ノ試験 米雪及水ノ飲料適否其ノ他類似ノモノ (供試量三リットル以上) 金 拾圓
 細菌數計算 (供試量三リットル以上) 金 拾圓
 細菌數計算 (供試量三リットル以上) 金 拾圓
 定性分析 (供試量三リットル以上) 金 拾圓
 定量分析 (供試量三リットル以上) 金 拾圓
 特別ナル試験 金 拾圓
 一、礦泉ノ試験 療養泉タル見込其ノ他類似ノモノ (供試量二リットル以上) 金 拾圓
 ラヂウムエマナシオン検査及類似ノモノ (供試量四リットル以上) 金 拾圓

定性分析(供試量、六リットル以上) 金貳拾圓
 定量分析(供試量、一〇リットル以上) 金五拾圓
 礦泉露治効用ノ判定 金貳拾圓
 但シ本所ニ於テ定量分析ヲ施シタルモノハ無料トス

一三、飲食物試験 金貳拾圓
 衛生的試験(供試量、二リットル以上) 金拾圓
 防腐劑、人工甘味質、有害金屬其ノ他類似ノモノノ定性分析 金拾圓

メチールアルコールノ定性分析其ノ他類似ノモノ 金五圓
 牛乳及乳製品ノ定量分析其ノ他類似ノモノ 金拾五圓
 (供試量、五〇〇瓦以上ノモノ)

酒類、醬油、調味料、其ノ他類似ノモノノ定量分析 金參拾圓
 (供試量一リットル以上)

清涼飲料水其ノ他類似ノモノノ定量分析 金拾五圓
 (供試量、二リットル以上)

肉類、穀類及其ノ加工品其ノ他類似ノモノノ定量分析 金貳拾圓
 (供試量、二リットル以上)

茶、珈琲、其ノ他類似ノモノノ定量分析 金參拾圓
 (供試量、二五〇瓦以上)

一四、飲食物器具並原料試験 金五圓
 衛生的試験(簡易ナルモノ) 金貳拾圓
 同(複雑ナルモノ)

一五、化粧品試験 金拾圓
 衛生的試験其ノ他類似ノモノ(供試量、一五〇瓦以上) 金拾圓
 簡易ナル定性分析(供試量五〇瓦以上) 金拾圓
 複雑ナル定性及簡易ナル定量分析(供試量五〇瓦以上) 金貳拾圓
 複雑ナル定量分析(供試量一〇〇瓦以上) 金參拾圓
 一六、着色料ノ試験 金拾圓
 衛生試験(簡易ナルモノ) 金拾圓
 同(複雑ナルモノ) 金貳拾圓

昭和三十二年一月三十日 廣島市長 木原七郎

廣島市告示第一一四號

農地調整法施行令第二十一條第六項に基き本市農地委員會議選舉人名簿を左の期間内關係者の縦覧に供す

自十二月八日 至十二月十二日

右公告ス

昭和三十二年一月五日 廣島市長 木原七郎

廣島市告示第一一五號

市會議員選舉權を有する者の總數の五十分の一の數及同三分の一の數を市制第八十七條ノ第二項第九十六條ノ第八項第六十二條第三項及第百六十五條第五項により告示する

昭和三十二年十二月十日 廣島市長 木原七郎

一、五十分の一の數 一、九八八名
 二、三分の一の數 三三、一三一名
 (備考) 選舉人名簿登錄人員 九九、三九二名

望島市告示第一一六號

廣島市町内會助成規程施行細則中改正について

昭和三十九年四月一日告示中第 號廣島市町内會助成規程施行細則中次のやうに改める

昭和三十二年十二月十三日 廣島市長 木原七郎

第二條 「拾五圓」を「參拾圓」に「貳拾錢」を「四拾錢」に「拾錢」を「貳拾錢」に改める

第四條 第一項を「町内會ニシテ町内會事務ノ擔當者ヲ置ク場合ハ事務員設置助成金ヲ交付ス但シ年額千貳百圓ヲ超エザル額トス」に改める

第二項を「世帯數五百以上ノ町内會ハ事務擔當者二名置クコトヲ得二名分ノ事務員設置助成金ヲ交付ス」に改める

第三項を「聯合町内會ニシテ聯合町内會事務ノ擔當者ヲ置ク場合ハ事務員設置助成金ヲ交付ス但シ年額千貳百圓ヲ超エザル額トス」に改める

この細則は昭和三十二年十月一日からこれを適用する

廣島市告示第一一七號

特別都市計画法施行令第十九條に依る廣島特別都市計畫事業東部復興土地區劃整理委員の選舉期日を次の通り定める

昭和三十二年十二月十六日 廣島市長 木原七郎

一七、油類試驗 金拾圓
 引火點測定、比重、凝點沸點等(供試量五〇〇瓦以上) 金拾圓
 沃度數、酸數、鹼化數等(供試量、五〇〇瓦以上) 金拾五圓
 普通品質試驗其ノ他類似ノモノ(供試量、五〇〇瓦以上) 金參拾圓

前記以外ノ特別ナル試驗(供試量、五〇〇瓦以上) 金五拾圓

一八、藥品試驗 金五圓
 藥用適否其ノ他類似ノモノ 金拾五圓
 不明藥品ノ簡易ナル定量分析其ノ他類似ノモノ 金五拾圓
 前記以外ノ特別ナル試驗 金參圓

一九、体温器ノ比較試驗(一本ニ付) 金五圓
 (但シ二個以上ハ一個ヲ増ス毎ニ壹圓ヲ加フ)

二〇、空氣試驗 金五拾圓
 簡易ナルモノ 金貳百圓
 複雜ナルモノ 金五圓

二一、含有成分ノ定性分析(一件ニ付) 金八圓
 (但シ一成分ヲ増ス毎ニ金參圓ヲ加フ)

二二、含有成分中一成分ノ定量分析 金參圓
 (但シ一成分ヲ増ス毎ニ金五圓ヲ加フ)

二三、試驗成績書謄本(邦文) 金參圓
 (但シ一通ヲ増ス毎ニ金壹圓ヲ加フ)

第二條 一時ニ同種多數ノ試驗ヲ依頼スルモノニ對シテハ五個以上ノ手數料ハ五個ヲ超過スル個數ニ對シテハ其ノ三分ノ二、十個以上ヲ超過スル個數ニ對シテハ其ノ二分ノ一ノ手數料ヲ徵ス

本細則は昭和三十二年一月一日から之を施行する

廣島市告示第一一四號

農地調整法施行令第二十一條第六項に基き本市農地委員會議選舉人名簿を左の期間内關係者の縦覧に供す

自十二月八日 至十二月十二日

右公告ス

昭和三十二年一月五日 廣島市長 木原七郎

廣島市告示第一一四號

農地調整法施行令第二十一條第六項に基き本市農地委員會議選舉人名簿を左の期間内關係者の縦覧に供す

自十二月八日 至十二月十二日

右公告ス

昭和三十二年一月五日 廣島市長 木原七郎

廣島市告示第一一四號

農地調整法施行令第二十一條第六項に基き本市農地委員會議選舉人名簿を左の期間内關係者の縦覧に供す

自十二月八日 至十二月十二日

右公告ス

昭和三十二年一月五日 廣島市長 木原七郎

廣島市告示第一一四號

農地調整法施行令第二十一條第六項に基き本市農地委員會議選舉人名簿を左の期間内關係者の縦覧に供す

自十二月八日 至十二月十二日

右公告ス

昭和三十二年一月五日 廣島市長 木原七郎

廣島市告示第一一四號

昭和三十二年一月十六日 廣島市長 木原七郎

廣島市告示第一一四號

農地調整法施行令第二十一條第六項に基き本市農地委員會議選舉人名簿を左の期間内關係者の縦覧に供す

自十二月八日 至十二月十二日

右公告ス

昭和三十二年一月五日 廣島市長 木原七郎

廣島市告示第一一四號

農地調整法施行令第二十一條第六項に基き本市農地委員會議選舉人名簿を左の期間内關係者の縦覧に供す

自十二月八日 至十二月十二日

右公告ス

昭和三十二年一月五日 廣島市長 木原七郎

廣島市告示第一一四號

農地調整法施行令第二十一條第六項に基き本市農地委員會議選舉人名簿を左の期間内關係者の縦覧に供す

自十二月八日 至十二月十二日

右公告ス

昭和三十二年一月五日 廣島市長 木原七郎

廣島市告示第一一四號

農地調整法施行令第二十一條第六項に基き本市農地委員會議選舉人名簿を左の期間内關係者の縦覧に供す

自十二月八日 至十二月十二日

右公告ス

昭和三十二年一月五日 廣島市長 木原七郎

廣島市告示第一一四號

農地調整法施行令第二十一條第六項に基き本市農地委員會議選舉人名簿を左の期間内關係者の縦覧に供す

自十二月八日 至十二月十二日

右公告ス

昭和三十二年一月五日 廣島市長 木原七郎

廣島市告示第一一四號

農地調整法施行令第二十一條第六項に基き本市農地委員會議選舉人名簿を左の期間内關係者の縦覧に供す

自十二月八日 至十二月十二日

右公告ス

昭和三十二年一月五日 廣島市長 木原七郎

昭和三十二年一月十六日 廣島市長 木原七郎

廣島市告示第一一四號

農地調整法施行令第二十一條第六項に基き本市農地委員會議選舉人名簿を左の期間内關係者の縦覧に供す

自十二月八日 至十二月十二日

右公告ス

昭和三十二年一月五日 廣島市長 木原七郎

廣島市告示第一一四號

農地調整法施行令第二十一條第六項に基き本市農地委員會議選舉人名簿を左の期間内關係者の縦覧に供す

自十二月八日 至十二月十二日

右公告ス

昭和三十二年一月五日 廣島市長 木原七郎

廣島市告示第一一四號

農地調整法施行令第二十一條第六項に基き本市農地委員會議選舉人名簿を左の期間内關係者の縦覧に供す

自十二月八日 至十二月十二日

右公告ス

昭和三十二年一月五日 廣島市長 木原七郎

廣島市告示第一一四號

農地調整法施行令第二十一條第六項に基き本市農地委員會議選舉人名簿を左の期間内關係者の縦覧に供す

自十二月八日 至十二月十二日

右公告ス

昭和三十二年一月五日 廣島市長 木原七郎

廣島市告示第一一四號

農地調整法施行令第二十一條第六項に基き本市農地委員會議選舉人名簿を左の期間内關係者の縦覧に供す

自十二月八日 至十二月十二日

右公告ス

昭和三十二年一月五日 廣島市長 木原七郎

廣島市告示第一一四號

農地調整法施行令第二十一條第六項に基き本市農地委員會議選舉人名簿を左の期間内關係者の縦覧に供す

自十二月八日 至十二月十二日

右公告ス

昭和三十二年一月五日 廣島市長 木原七郎

昭和三十二年一月十六日 廣島市長 木原七郎

廣島市告示第一一四號

農地調整法施行令第二十一條第六項に基き本市農地委員會議選舉人名簿を左の期間内關係者の縦覧に供す

自十二月八日 至十二月十二日

右公告ス

昭和三十二年一月五日 廣島市長 木原七郎

廣島市告示第一一四號

農地調整法施行令第二十一條第六項に基き本市農地委員會議選舉人名簿を左の期間内關係者の縦覧に供す

自十二月八日 至十二月十二日

右公告ス

昭和三十二年一月五日 廣島市長 木原七郎

廣島市告示第一一四號

農地調整法施行令第二十一條第六項に基き本市農地委員會議選舉人名簿を左の期間内關係者の縦覧に供す

自十二月八日 至十二月十二日

右公告ス

昭和三十二年一月五日 廣島市長 木原七郎

廣島市告示第一一四號

農地調整法施行令第二十一條第六項に基き本市農地委員會議選舉人名簿を左の期間内關係者の縦覧に供す

自十二月八日 至十二月十二日

右公告ス

昭和三十二年一月五日 廣島市長 木原七郎

廣島市告示第一一四號

農地調整法施行令第二十一條第六項に基き本市農地委員會議選舉人名簿を左の期間内關係者の縦覧に供す

自十二月八日 至十二月十二日

右公告ス

昭和三十二年一月五日 廣島市長 木原七郎

廣島市告示第一一四號

農地調整法施行令第二十一條第六項に基き本市農地委員會議選舉人名簿を左の期間内關係者の縦覧に供す

自十二月八日 至十二月十二日

右公告ス

昭和三十二年一月五日 廣島市長 木原七郎

廣島市告示第一二二號
農地調整法施行令第二十五條ノ四に基き市農地委員會委員選舉において選出する委員の數、選舉會場、投票分會場の設置位置並に區劃、投票日時を次の通り公告する
昭和二十一年十二月十七日
廣島市長 木原 七郎

一、選出する委員の數	十六人
農地調整法第十五條ノ二第三項第一該當者	五人
同 第二號該當者	五人
同 第三號該當者	六人
二、選舉會場	廣島市役所
三、投票分會場の設置位置並に區劃	
投票分會場名	設置位置
牛田	牛田町 牛田國民學校
大洲	大洲町 大洲青年會館
東雲	東雲町 工業指導所
大河	大河町 大河國民學校
似島	似島町 似島町民會館
選舉會場	廣島市役所
三條	三條本町一丁目 三條國民學校
鹽音	南觀音町 眞宗學寮
己斐	己斐町 市農會指導部
古田	庚午町 庚午青年會館
投票日時	十二月二十五日午前九時より午後五時まで

廣島市告示第一二三號
本日市參事會の議決を経ました昭和二十一年度廣島市歳入出豫算追加更正

正の要領は左の通りであります
但し本豫算は即日之を施行する
昭和二十一年十二月十九日
廣島市長 木原 七郎

七、縣支出金	金參百八拾五萬參千七百八拾九圓
二、補助金	金參百四拾壹萬六千四百八拾八圓
十一、繰越金	金貳百八拾萬六千九百參拾參圓
一、前年度繰越金	金貳百八拾萬六千九百參拾參圓
歳入合計	金七千七百參拾參萬六千七百六拾圓
一、勸業費	金拾參萬參千四百八拾七圓
五、勸業費	金貳百五拾五圓
十八、農地委員會費	金貳萬八千參百七拾參圓
一、農地委員會費	金貳萬八千參百七拾參圓
經常部計	金壹千四百貳拾五萬貳千九百八拾九圓
十四、諸費	金貳百四拾參萬九百四拾四圓
六、農地委員選舉費	金壹萬五千八百四拾參圓
臨時部	金六千參百八拾參千七百七拾壹圓
歳出合計	金七千七百參拾參萬六千七百六拾圓
歳入出差引殘金ナシ	

任廣島市主事財務課 (十二月七日)	主事	豐岡
依願免職 (十月三十一日)	主事補	淺和
復興局經理課券務係長 (十一月三十日)	主事補	大島
復興相談所長 (十二月十三日)	主事	村上
清掃課長	技師	川本
土地課長兼務		寺崎
土地課勤務		岩口
土木課勤務		山原
上水課勤務		谷原
下水課勤務		鐵一
		美衛

復第 廣島市役所
廣島市國泰寺町三九